

国土建第60号令和元年5月7日

一般社団法人日本建設業連合会会長 殿

国土交通省土地·建設産業局建設業課長

医血炎通過 長山峽·建語座 業高建語業 課意山監

改元に伴う建設業法施行規則等の様式の改正について(通知)

本年5月1日に元号が「令和」に改められることに伴い、「建設業許可等に係る改元に伴う元号による年表示の取扱いについて」(平成31年4月5日国土建第8号)を発出し、改元に伴う元号による年表示の取扱いについて通知したところです。

今般、建設業法施行規則等の省令に規定されている様式について、「平成」を「令和」に改める等、改元に伴う改正を行いましたので、下記のとおり通知いたします。

貴職におかれましては、十分留意の上、事務処理等に当たって遺漏のないよう措置 願います。なお、運用については下記と併せて、「建設業許可等に係る改元に伴う元 号による年表示の取扱いについて」(平成31年4月5日国土建第8号)の通知内容 を原則としておりますので併せて遺漏のないよう措置願います。

記

1. 今回改正を行った様式について

·建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)

様式第1号、第2号、第3号、第4号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第11号の2、第12号、第13号、第15号、第16号、第17号、第17号の2、第17号の3、第18号、第19号、第20号の3、第22号の2、第22号の3、第22号の4、第23号、第24号、第25号の4,第25号の6、第25号の7、第25号の8、第25号の9、第25号の10、第25号の11、第25号の12、第25号の14、第25号の15、第26号及び第27号

・公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則(昭和二十七年建設省令第二十三号)

様式第1号、第2号及び第3号

- ・建設機械抵当法施行規則(昭和二十九年建設省令第三十五号) 様式第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号
- 施工技術検定規則(昭和三十五年建設省令第十七号)

第1号(イ)(ロ)及び第2号(イ)(ロ)

- ・解体工事業に係る登録等に関する省令(平成十三年国土交通省令第九十二号) 様式第3号
- ・特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成十四年国土交通省令第十七号) 様式第1号及び第2号

2. 改正の内容について

・1. の様式について、「平成」を「令和」に改正するとともに、元号を表す記号を 追加すべきところには「R」を加えた。

3. 経過措置について

・5月7日以降であっても、改正前の様式を用いた申請は有効とする。この場合においては、①のように修正を行う等の対応を行うほか、②のような記載であっても有効であるものとする。

令和

- ①「平成一元年 5月 8日」
- ②「平成31年 5月 8日」
- ・改正後の様式において「自令和 年 月 日 至令和 年 月 日 等と期間を記載する必要がある部分について、起点日が平成である場合は、③のように修正を行う等の対応を行うほか、④のような記載であっても有効であるものとする。

平成

- ③「自令和31年4月1日 至令和2年3月31日」
- ④「自令和 元年4月1日 至令和2年3月31日」

また、改正前の様式を利用し提出を行うことも有効とし、⑤のように修正を行う 等の対応を行うほか、⑥のような記載であっても有効であるものとする。

令和

- ⑤「自平成31年4月1日 至平成 2年3月31日」
- ⑥「自平成31年4月1日 至平成32年3月31日」

以上

【改正様式一覧】

○建設業法施行規則 (昭和二十四年建設省令第十四号) P 1 ~ P66 ・様式第二十号の三 • 様式第一号 **※** • 様式第一号別紙一 ・様式第二十二号の二 **※** • 様式第一号別紙二 ・様式第二十二号の三 **※ ※** ・様式第二十二号の四 • 様式第一号別紙四 **※ ※** • 様式第二号 • 様式第二十三号 **※** • 様式第三号 • 様式第二十四号 • 様式第二十五号 • 様式第四号 • 様式第六号 ・様式第二十五号の四 **※** • 様式第七号 ・様式第二十五号の五 **※** ・様式第二十五号の六 • 様式第七号別紙 **※** ・様式第二十五号の七 • 様式第八号 * **※** ・様式第二十五号の八 • 様式第九号 ・様式第二十五号の九 • 様式第十号 **※** • 様式第十一号 ・様式第二十五号の十 **※** ・様式第十一号の二 ・様式第二十五号の十一 **※** • 様式第十二号 ・様式第二十五号の十一別紙一 • 様式第十三号 ・様式第二十五号の十一別紙三 **※** • 様式第十五号 ・様式第二十五号の十二 • 様式第十六号 ・様式第二十五号の十四 **※** ・様式第二十五号の十五 • 様式第十七号 **※ ※**

○公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則(昭和二十七年建設省令第二十三号)

$P67 \sim P81$

- ・様式第一号
- 様式第二号
- ・様式第二号別紙 (5)

・様式第十七号の二

・様式第十七号の三

• 様式第十八号

• 様式第十九号

· 様式第二号別紙 (6)

• 様式第二号別紙 (7)

・様式第二十五号の十五別紙

• 様式第二十六号

• 様式第二十七号

※

※

※

※

- 様式第二号別紙(8)
- 様式第三号
- ○建設機械抵当法施行規則(昭和二十九年建設省令第三十五号)P82 ~ P89

※

※

※

※

- 様式第一号
- 様式第二号
- 様式第三号
- 様式第四号

- 様式第五号
- 様式第六号
- 様式第七号

- ○施工技術検定規則(昭和三十五年建設省令第十七号)(P90 ~ P93)
- ・様式第一号(イ)

・様式第二号(イ)

・様式第一号(ロ)

- ・様式第二号 (ロ)
- ○解体工事業に係る登録等に関する省令(平成十三年国土交通省令第九十二号) P94
 - 様式第三号
- ○特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成十四年国土交通省令第十七号) P95 ~ P96
 - 様式第一号

• 様式第二号

※ 備考又は記載要領については省略



建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長 北海道開発局長 知事 殿	申請者	ED
行政庁側記入欄 許 可 番 号	大臣 知事 3 国土交通大臣 許可 (般 - □□) 第 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	3) III)
許と申既い商の 商 (日本) (日本) (日本) <td>土建大左と石屋電管夕鋼筋舗しゆ板力塗防内機絶通圏井具水消清解 3 5 10 15 20<td></td></td>	土建大左と石屋電管夕鋼筋舗しゆ板力塗防内機絶通圏井具水消清解 3 5 10 15 20 <td></td>	
法人又は個人の別 1 3 ま 業 の 有 無 1 1 4 経営業務の管理責任 者 の 氏 名	ししし しししし しししししししししししし ししししししししし	
連絡先	(1.大臣許可 知事許可 2.知事許可 大臣許可 3.知事許可 他の知事許可) 大臣	

役員等の一覧表

令和 年 月 日

		役員等の氏名及び役名等	
7 ^リ 氏	^{ガナ} 名	役 名 等	常勤・非常勤の別

¹ 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の護決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載すること。 2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

営業所一覧表 (新規許可等)

	区	放庁側	記入欄	分	項番	3 1 1
	許	可	番	号	項番	□ 計可年月日 計可年月日
(:	主たる	る営業	所)			
	主力	こる営	業所	の ***		フリガナ
			ァよ 建設		8 3 変更前	土建大左と石屋電管タ鋼筋舗UΦ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
(1	従たる	5営業	所)			
:	従 た 名	る営	業所	の 称	8 4	フリガナ 3 5 10 20 20 25 30 35 40 40 10 10 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15
	従加所	たる営 王地市	常業所 区町 -	の村	8 5	3 5 市区町村名
			- 営業所 E		8 6	
	PIT	1	Ė	地		
内容	郵	便	番	号	8 7	
	営と	業 し	/ よ 建 設	う業	変更前	土建大左と石屋電管夕鋼筋舗Uゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
(1	従たる	る営業	所)			
:			業所		8 4	フリガナ 3 5 10 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20
	従加所	こる営	常業所 5区町 -	の村に	8 5	3 5 市区町村名 市区町村名
	T 従 <i>f</i> 所	きる営 在	常業所 E	- の 地	8 6	3 5 20 20 20 40 40 A0
内						3 5 6 2 20
容	郵	便	番	号	8 7	
	営と	業 し する	, よ 建 設	う 業	88	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 U ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
					変更前	

専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	ァーリーガーナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有 資 格 区 分
L X M V L 19	3 12 0 13 11 11 0 12 1	是 版 工 字 切 程 族	7 2 11 2 7

様式第二号(第二条、第十九条の八関係)

工事経歴書

税抜

税込

₩

(建設工事の種類)

1	Ī													
自		月	用	月	A	月	月	月	A	A	月	月	月	A
期 完成又は 完成予定年月		#	#	#	井	井	井	井	井	年	井	井	#	#
是 別 別 別		令和	令	令	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和
HE		A	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
H #		#	卅	卅	井	井	井	井	井	井	井	井	卅	卅
粬		令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和
金の額 55. 「E	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	中	± ⊕±
譜 剣 六		千円	千円	十円	± +	十	日士	十	± +	± +	十	#	#	H H
技術者を 主任技術者文は監理技術者 の別(該当箇所にい印を記	監埋技術者													
置 技 術 主任技術者5 の別(該当(王仕技術者													
_円														
工事現場のある 都道府県及び 市区町村名														
紅														
iii H														
今6最														
元又下っ請は請い	(S) (A)													
/ /														
₩.														
· 、 烘														

出

出

出田

#

캩

-

十円

出田

出

#

캩

∜□

直前3年の各事業年度における工事施工金額

(税込・税抜/単位:千円)

										込・税抜 / 単	<u>.位:千円)</u>
事	業	年	度	注	文 者区 分	許可	「に係る建設	工事の施工会	金額	その他の 建設工事の	合 計
					区分	工事	工事	工事	工事	建設工事の 施工金額	
				元	公 共						
第 令和	期年	В	日から	請	民間						
令和	年	月 月	日まで	下	請						
					計						
				元	公 共						
第令和	期	_		請	民 間						
令和	期年年	月 月	日から 日まで	下	請						
					計						
				元	公 共						
第	期	_		請	民間						
令和 令和	期 年 月 年 月	日から 日まで	下	請							
					計						
				元	公 共						
第 令和	期	_		請	民間						
令和	期年年	月 月	日から 日まで	下	請						
					計						
				元	公 共						
第	期	_		請	民 間						
第 令和 令和	期年年	月 月	日から 日まで	下	請						
					計						
				元	公 共						
第 令和	期		ロかこ	請	民 間						
令和	期 年 月 年 月		日から 日まで	下	請						
					計						

- 1 この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事 の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 4 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
 - ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「(単位:千円)」とあるのは「(単位:百万円)」として記載すること。
- 5 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 6 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 7 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

(用紙A4) É 令和 年

使 数 用

	技術 関 億	系 使 用 人		
営業所の名称	建設業法第7条第2号 イ、口若しくはハ又は 同法第15条第2号イ若 しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人	事務関係使用人	合 計
	人	人	人	人
合 計	人	人	人	人

- 1 この表には、法第5条の規定(法第17条において準用する場合を含む。)に基づく許可の申請の場合 は、当該申請をする日、法第11条第3項(法第17条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届 出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、営業所ごとに記載す ること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者(申請者が法人の 場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。)をいう。「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、口若しくは八又は法第15条第2号イ若しく
- は八に該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

(用紙A4)

誓約 書

申請者、申請者の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、同法第8条各号(同法第17条において準用される場合を含む。)に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

 令和
 年
 月
 日

 申請者
 印

地方整備局長 北海道開発局長 知事 殿

記載要領

「 地方整備局長 北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。 知事 」



経営業務の管理責任者証明書

(1) 下記の者は、	工事業に関し、	次のとおり経営第	業務の管理責何	任者としての経験	を有することを証明]します。	
役 職 名 等							
経 験 年 数	年 月から 年	月まで	満	 月			
証明者と被証 明者との関係							
備考	f						
					令和	年 .	月 日
			証明者				印
(2) 下記の者は、	、許可申請者 の常勤の役 本 人 の支配人 で建設業法	第7条第1号	と該当す	る者であることに	相違ありません。		
	しの 支 配 人丿	(-	•)		令和	年 .	月 日
地方整備局長	:						
北海道開発局長			申請者 届出者				ED
			•				
申請又は届出の区分	項番 3 (1.新規 2.3	变更 3.経常	営業務の管理	責任者の追加	4 . 経営業務の管	管理責任者の)更新等)
変 更 又 は 追 加 の 年 月 日	<u>令和 年 月 日</u>						
	大臣 知事コード				許可年月日		
許可番号	国土交通大臣	午可(般 - 🔲 🗎)	5		令和 年 13		4
u - H -	1					l′¹∐∐-	-
		記 					1
【新規・変更後	・経営業務の管理責任者の追加・経営業務の 3	管理責任者の更新	f等】				
氏名のフリガナ	19			元号〔令和]R、平成H、昭和:	S、大正T、	明治M〕
氏 名	20 3 5	10		生年月	日	月月	日
住所							
	-						
【変 更 前	Ú]						
				元号〔令和	和R、平成H、昭和	S、大正T.	、明治M〕
氏 名				生年月	日 日 年	月月	日
 備考 経営業務の管理	責任者の略歴については、別紙による。						

経営業務の管理責任者の略歴書

				1															
現		住	所																
氏	_		名		-		_	_		生	年	月	日		-	年	F	∃	日生
職			名										•						
		期		間				í	É	事	U	た	職	務	内	容			
	自		年	月	日														
	至		年	<u>月</u> 月	日														
	目云		年	月日	口口														
職	自		<u>年</u> 年	<u>月</u> 月	日日														
744	至		年	月	日														
	自		年	月	日														
	至		年		日														
	至		年 年	月月	日日														
	至自至自至自至自至自至自至自至自至自至自至自至自至自至自		年	<u>月</u> 月	日														
	主白		年年	<u>月</u> 月	日日														
	至		年	月	日														
	自		年	<u>月</u> 月	日														
	至		年	月	日														
	日 至		年 年	月月	日日														
	自		<u>干</u> 年		日														
	至		年	<u>月</u> 月	日														
	自		年	月	日														
	至 白		年年	<u>月</u> 月	日日														
歴	至		年	月	日														
	自		年	<u>月</u> 月	日														
	自		<u>年</u> 年	<u>月</u> 月	日日														
	至		年	月	日														
		年	月	日					賞		罰	σ)	内		容			
<u></u>																			
賞																			
罰																			
		上記	記のと	おりね	目違る	ありませ	·/ h.												
			令	`和	年	月	日							氏 名	i				Ер
i e																			

[「]賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

専任技術者 の住所

		専仕技術 有証明書(新規・发史 <i>)</i>				
(1) 下記のとお (2) 下記のとお		法第7条第2号 法第15条第2号 }に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありま 術者の交替に伴う削除の届出をします。	せん。			
	_		令和	年	月	日
地方整備局{ 北海道開発局{ 知	長 事 殿 	申請者 届出者				Ер
区分	項番	1 . 新規許可 2 . 専任技術者の担当業種 3 . 専任技術 4 . 専任技術者の 等 又は有資格区分の変更 者の追加 替に伴う削弱 大臣 知事)交 5 . 専任技 ・ る営 F可年月日	支術者が 業所のみ	置かれ)の変更)	
許 可 番 号	6 2	3 ■ 国土交通大臣 許可 (般 - □□) 第 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	年 13	月 [目	
	項 番	(フリガナ) フリガナ <u></u> 元号〔令和R	、平成H、昭和	和S、大河		М)
氏 名	6 3		水消清解	18 F	∃ □ □ □	
今後担当する建設 工事の種類 現在担当している 建設工事の種類	6 4					
有 資 格 区 分	6 5					
変更、追加又は 削 除 の 年 月 日	令和	学業所の名称 年 月 日 (旧所属)				
専任技術者 の 住 所		営業所の名称 (新所属)				
	項 番		₹、平成 H 、昭和			М)
氏 名	6 3		水消清解	:	目	
今後担当する建設 工事 の 種類現在担当している建設工事の種類	6 4					
有 資 格 区 分	6 5					
変更、追加又は 削除の年月日	令和	営業所の名称 年 月 日 (旧所属)				
専任技術者 の 住 所		営業所の名称 (新所属)				
	項 番		、平成 H 、昭和			M)
氏 名	6 3	3 10 生年月日 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 Uゆ板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具	水消清解	18 F	目 □ □ 日	
今後担当する建設 工事 の 種類 現在担当している 建設工事の種類	6 4	3 5 1 10 10 15 20 20 25 10 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11				
有 資 格 区 分	6 5					
変更、追加又は 削 除 の 年 月 日	令和	営業所の名称 年 月 日 (旧所属)				

営業所の名称 (新所属)

実務経験証明書

下記の者は、

工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

証 明 者	ED
被証明者との関係	

記

										記							
技	術	者	Ø	氏	名				生年月日			使用され	れた		年		月から
使又	用	者は	の 名	商	号称							期	間		年	,	月まで
職					名	実	務	経	験	Ø	内容	実	務	経	験	年	数
												年	≣	月から	年	F	まで
												年	≣	月から	年	F	まで
												年	=	月から	年	F	まで
												年	=	月から	年	F	まで
												年	=	月から	年	F	まで
												年	Ē	月から	年	F	まで
												年	=	月から	年	F	まで
												年	=	月から	年	F	まで
												年	Ξ.	月から	年	F	まで
												年	Ξ.	月から	年	F	まで
												年	≣.	月から	年	F	まで
												年	≣.	月から	年	F	まで
												年	Ξ	月から	年	F	まで
												年	≣	月から	年	F	まで
												年	<u> </u>	月から	年	F	まで
使用でき	月者の きな	D証明 ハ場 f	を得る 合 は そ	るこ その!!	とが 里由							合計		満	年		月

- 1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 2 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 3 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

指導監督的実務経験証明書

下記の者は、

工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

証	明	者	E

被証明者との関係_____

記

技	術	者	の	氏	名				生	年	月	日						使月	月され	た		年		月から
使又	用	者は	の 名	商	号 称													期		間		年		月まで
発		注	者	:	名	請負代金の額	職	名			実	務	経	験	Ø	内	容		実	務	経	験	年	数
						千円													年		月から	年	<u> </u>	月まで
						千円													年		月から	年	<u> </u>	月まで
						千円													年		月から	年	Ē	月まで
						千円													年		月から	年	Ē	月まで
						千円													年		月から	年	Ē	月まで
						千円													年		月から	年	Ē	月まで
						千円													年		月から	年	<u> </u>	月まで
						千円													年		月から	年	<u> </u>	月まで
						千円													年		月から	年	<u> </u>	月まで
						千円													年		月から	年	Ē	月まで
						千円													年		月から	年	Ē	月まで
						千円													年		月から	年		月まで
						千円													年		月から	年	=	月まで
						千円													年		月から	年		月まで
使用が「	用者(でき)	の証 ない ^は	明を得 場合に 由	寻る i はそ (こと													É	計		満	年	<u> </u>	月

- 1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事(平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの)1件ごとに記載すること。
- 2 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 3 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

様式第十一号(第四条関係) (用紙A4)

建 設 業 法 施 行 令 第 3 条 に 規 定 す る 使 用 人 の 一 覧 表

令和 年 月 日

営業所の名称	職名	^{フリ} 氏	名

国家資格者等・監理技術者一覧表(新規・変更・追加・削除)

(1) 国家資格者等及び監理技術者の一覧は下記のとおりです。 (2) 下記のとおり、国家資格者等・監理技術者一覧表の技術者に変更があつたので、	、届出をします。 <mark>令和</mark> 年 月 日
地方整備局長 北海道開発局長 知事 殿	申請者 届出者
区 分 1 1 1 新規許可又 2 2 一般建設業の許可のみ 特定建設業の許可を申請 大臣 コード	3 . 有資格区分等 4 . 技術者の 5 . 技術者の削除 の変更 追加 許可年月日
許可番号 7 2 国土交通大臣許可(般 - □□))第 知事 許可(特 - □□)第	5
ります。	号〔 <mark>令和R</mark> 、平成H、昭和S、大正T、明治M 15 18 20
f. 2 73	生年月日 日 日 日 日 日日
今後担当できる建設工事・・・ 3 5 10 15 15 0種類(建設業法第15条: [7]	ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
第2号ロ又は八関係) : ; ' '	
	6 7 8 13 15 17 17 17 18
有 資 格 区 分 7 5 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
(フリガナ) フリガナ 3 <u>510</u> 10	号〔 <mark>令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M</mark> 号〔 <u>令和R、平成H、昭和S、大正</u> T、明治M
f. 2 73	サ 全年月日 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
今後担当できる建設工事 ・	20 25 30 30
新 2 5 日 X は X (角	
有 資 格 区 分	
フリガナ フリガナ <u>5</u>	号〔 <mark>令和R、</mark> 平成H、昭和S、大正T、明治M 号〔 <mark>令和R、</mark> 平成H、昭和S、大正T、明治M
氏 名 7 3 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板 2	】
今後担当できる建設工事 3 10 の種類(建設業法第15条) 7 4 第2号口又は八関係) 7	25
新25日又は八月は7 : : :	
	6 7 8 13 15 17
有 資 格 区 分 7 5	
フリガナ) フリガナ	号〔 <mark>令和R、</mark> 平成H、昭和S、大正T、明治M 5 <u>1518</u> 20
氏 名	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
今後担当できる建設工事 3 10 の種類(建設業法第15条 第2号ロ又は八関係) 7 4	
Right Ri	
	6 7 8 13 15 17
有 資 格 区 分 7 5 1	

法 人 の 役 員 等 本 人 法 定 代 理 人 法定代理人の役員等

住		所													
氏		名						生	年	月	日		年	月	日生
役	名	等						•							
	年	月	日				賞		罰	の		内	容		
賞															
罰															
	上記	己のと	おりホ	目違る	ありませ	ん。									
		令	和	年	月	日					氏	:名			ЕР

- 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載すること。
- 3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 6 様式第7号別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

(用紙A4)

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住			所																	
氏			名								生	年	月	В				年	月	日生
逌	業	所	名																	
職			名																	
		年	月	日						賞		罰		の	内		容			
賞																				
罰																				
	-	上記	ගද	おり	相違	あり	ません	J.												
			令	和	年		月	E	∃						氏	名				ED

[「]賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

貸借対照表令和年月日現在

(会社名)

資産の部

流	動資産		千円
	現金預金		
	受取手形		
	完成工事未収入金		
	有価証券		
	未成工事支出金		
	材料貯蔵品		
	短期貸付金		
	前払費用 繰延税金資産		
	深延祝並貝座 その他		
	その他 貸倒引当金		
	見倒り日本 流動資産合計		-
	/// 別貝性口引		
固 (1) 4	「 で で で で で で で で で で で で で		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(2) #	無形固定資産 特許権		
	借地権		
	のれん		

	リース資産					
	その他					
	無形固定資産合計					
(3) 挡	投資その他の資産 投資有価証券					
	関係会社株式・関係会社出資	筝 金				
	長期貸付金					
	破産更生債権等					
	長期前払費用					
	^{快奶}					
	その他					
	貸倒引当金					
	投資その他の資産合計					
	固定資産合計					
繰	延資産					
	創立費					
	開業費					
	株式交付費					
	社債発行費					
	開発費					
	繰延資産合計					
	資産合計					
		負	債	の	部	
流	動負債					
//IL	支払手形					
	工事未払金					
	短期借入金					
	リース債務					
	未払金					
	未払費用					
	未払法人税等					
	繰延税金負債 未成工事受入金					
	不成工事文八並 預り金					
	前受収益					
	引当金					
	その他					
	流動負債合計					

固定負債 社債 長期借入金 リース債務 繰延税金負債 引当金 負のの他 その他 固定負債合計 負債合計						
	純	資	産	の	部	
株主資本						
(1) 資本金						
(2) 新株式申込証拠金						
(3) 資本剰余金 資本準備金						
ライディス その他資本剰余金						
資本剰余金合計						
(4) 利益剰余金						•••••
利益準備金						
その他利益剰余金						
準備金						
<u> </u>						
繰越利益剰余金						
利益剰余金合計						
(5) 自己株式						
(6) 自己株式申込証拠金 株主資本合計						-
評価・換算差額等						
(1) その他有価証券評価	差額分	<u>></u>				
(2) 繰延ヘッジ損益	스타 HY 71	_				
(3) 土地再評価差額金						***************************************
評価・換算差	額等台	計				
新 株 予 約 権						
純資産合計						
負債純資産合計						

(用紙A4) 益 計 算 書 自 令和 年 月月 日 至今和 \Box (会社名) 千円 売 完成工事高 兼業事業売上高 売 上 原 価 完成工事原価 兼業事業売上原価 売上総利益(売上総損失) 完成工事総利益(完成工事総損失) 兼業事業総利益(兼業事業総損失) 販売費及び一般管理費 役員報酬 従業員給料手当 退職金 法定福利費 福利厚生費 修繕維持費 事務用品費 通信交通費 動力用水光熱費 調査研究費 広告宣伝費 貸倒引当金繰入額 貸倒損失 交際費 寄付金 地代家賃 減価償却費 開発費償却 租税公課 保険料 雑 費 営業利益(営業損失) 営業外収益 受取利息配当金 その他 営業外費用 支払利息 貸倒引当金繰入額 貸倒損失 その他 経常利益(経常損失) 特別利益 前期損益修正益 その他 特別損失 前期損益修正損 その他 税引前当期純利益(税引前当期純損失) 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益(当期純損失)

記載要領

- 1 損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。 ただし、合社法(平成17年注律第86号)第2条第6号に担定する。

ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 「兼業事業」とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業 をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもっ て記載することができる。

なお、「兼業事業売上高」(二以上の兼業事業を営む場合においては、これらの兼業事業の売上高の総計)の「売上高」に占める割合が軽微な場合においては、「売上高」、「売上原価」及び「売上総利益(売上総損失)」を建設業と兼業事業とに区分して記載することを要しない。

- 6 「雑費」に属する費用で「販売費及び一般管理費」の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 「前期損益修正益」の金額が重要でない場合においては、特別利益の「その他」に含めて記載することができる。
- 9 特別利益の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記すること。

ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記しないことができる。

- 10 「特別利益」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 11 記載要領8は「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は「特別損失」に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。
- 12 「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異(会計上の簿価と税務上の簿価との差額)の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」

	完	成工事	原価報	告 書	(用紙A4)
	76	100 - 100 		日 日	
					(会社名)
					千円
材	料費				
労	務費				
	(うち労務外注費)		
外	注費				
経	費				
	(うち人件費)		
	完成工事原	西			

様式第十七号(第四条、第十条、第十九条の四関係)

株主資本等変動計算書

令和 自至

年年

四 四

令和

шш (会社名)

		純資産	仁				× × ×		× × ×	× × ×	× ×	× ×		× × ×			× × ×	× ×
		新株	予約権				× × ×							× ×			× × ×	× ×
		評価·	換算差	額等合	疝		× ×							× ×			× ×	× × ×
換算差額等		出	再評価	差額金			× × ×							× × ×			× × ×	× ×
評価・換		繰延	グッく	描			×××							×××			×××	^ ^ ^
		その他	有価証	券評価	差額金		×××							×××			×××	* * *
			株井湾	★□			× ×		× ×	× ×	× ×	× ×					× ×	> >
			回口	林			× ×					×××					× ×	> >
		利益	剰余金	仙			×××			×××	×××						×××	>
	余金	益剰余金		繰越	型料	剰余金	× ×			× ×	×××						× ×	> >
資本	利益剰余金	その他利益剰余		×	積立金		× ×											>
株主資本			利斯	無			× ×			× ×							× ×	>
			河本	剩余的	仁		× ×		× ×								× ×	> >
	資本剰余金		その他	河本	剰余金		× × ×											> >
	XIII.		資本	準備金			× × ×		× × ×								× × ×	>
			資本金				× ×		× ×								× ×	>
							当期首残高	当期变動額	新株の発行	剰余金の配当	当期純利益	自己株式の処分	× × × ×	株主資本以外の	項目の当期変動	額 (純額)	当期变動額合計	当期未確高

(用紙A4)

 注
 記
 表

 自
 令和
 年
 月
 日

 至
 令和
 年
 月
 日

(会社名)

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項
- 3 会計方針の変更
- 4 表示方法の変更
- 5 会計上の見積りの変更
- 6 誤饕の訂正
- 7 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務 担保に供している資産の内容及びその金額 担保に係る債務の金額
 - (2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
 - (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
 - (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
 - (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
 - (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額
- 8 損益計算書関係
 - (1) 工事進行基準による完成工事高
 - (2) 売上高のうち関係会社に対する部分
 - (3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
 - (4) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
 - (5) 関係会社との営業取引以外の取引高
 - (6) 研究開発費の総額(会計監査人を設置している会社に限る。)

- 9 株主資本等変動計算書関係
 - (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
 - (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
 - (3) 剰余金の配当
 - (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及 び数
- 10 税効果会計
- 11 リースにより使用する固定資産
- 12 金融商品関係
 - (1) 金融商品の状況
 - (2) 金融商品の時価等
- 13 賃貸等不動産関係
 - (1) 賃貸等不動産の状況
 - (2) 賃貸等不動産の時価
- 14 関連当事者との取引

取引の内容

7	重 类	頁	会社等の名称 又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	科	目	期末残高 (千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名 称又は氏名	議決権の所有 (被所有)割 合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

- (2) 取引条件及び取引条件の決定方針
- (3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の 内容
- 15 一株当たり情報
 - (1) 一株当たりの純資産額
 - (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失
- 16 重要な後発事象
- 17 連結配当規制適用の有無
- 18 その他

附属 明細表

令和 年 月 日現在

1 完成工事未収入金の詳細 相手先別内訳

相手多	ŧ	金	額
			千円
計			

2 短期貸付金明細表

相手	先金	額
		千円
計		

3 長期貸付金明細表

相手	先	金	額
			千円
計			

4 関係会社貸付金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					_

滞留状況

発 生 時	完成工事未収入金
当期計上分	千円
前期以前計上分	
計	

5 関係会社有価証券明細表

) 関	涂云	仕有惟	『眦芬	州神	衣										
	銘	一 株 の	期	1 首	î 3	残高	当期均	曽加額	当期	減少額	ļ	朝三	卡 残	え 高	摘要
株	柄	金 額	株式 数	取得価額		貸借対照 表計上額		金額	株式 数	金額	株式 数	取行価額		貸借対照 表計上額	
		千円		千	円	千円	3	千円		千円		千	·円	千円	
式	計														
	銘	TC. /				高出四	714 14 11 1 54	+= <i>#</i> ≠	\\/ +\ n \>	4.1.45	其				₩
	柄	1111	得価額			借対照 計上額	当期増	加領	当期源	3.少額	取得促	前観		借対照 計上額	摘要
			Ŧ	一円		千円		千円		千円		千円		千円	
社															
債	計														
その他の有価証券															
備 勝															
	計														

6 関係会社出資金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘	要
	千円	千円	千円	千円		
計					_	

	7	短期借入	金明細表
--	---	------	------

借	入	先	金	額	返	済	期	日	摘	要
				千円						
	計								_	_

8 長期借入金明細表

借	入	先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘	要
			千円	千円	千円	千円		
	計						_	_

9 関係会社借入金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘	要
	千円	千円	千円	千円		
計						_

10 保証債務明細表

相	手	先	金	額
				千円
	計			

貸 借 対 照 表

<mark>令和</mark> 年 月 日 現在

商号又は名称	

資産の部

流	動 資 産 現金預金 受取手形 完成正事未収入金 有成工事支出金 材料での 登倒引当金 で 資質 で で で で で で で の で の で の の の の の の の の						于P
固	定 資 産 建物・構築物 機械・運搬具 工具・備品 土地 建設仮勘定 破産更生債権等 その他 固定産合計 資産合計						
		Í	€	債	の	部	
流	動 負 債 支払手形 工事未払金 短期借入金 未払工事受入金 飛り金 引当金 その他 流動負債合計						

固	定 負 債 長期借入金 その他 固定負債合計 負債合計						
		純	資	産	の	部	
	期首資本金 事業主借勘定 事業主貸勘定 事業主利益 純資産合計 負債純資産合計						

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

事業主利益(事業主損失)

注 工事進行基準による完成工事高

式第十九号(第四条、第十条、第十	九条の四間	関係)				(用紙A4)
	損	益	計	算	書	(Anul A 4)
		令和	年 年	月 月	日日	(商号又は名称) 千円
完成工事高						
完成工事原価						
材料費						
労務費			-			
(うち労務外注費)					
外注費						
経 費			_			
完成工事総利益(完成	工事総損	員失)				
販売費及び一般管理費						
従業員給料手当						
退職金			-			
法定福利費			-			
福利厚生費			-			
維持修繕費			-			
事務用品費			-			
通信交通費			-			
動力用水光熱費						
広告宣伝費			-			
交際費			-			
寄付金			-			
地代家賃			-			
減価償却費 租税公課			•			
			-			
保険料 雑 費			-			
## 頁 営業利益(営業損失	`		-			
三葉)					
受取利息及び配当金						
その他			-			
営業外費用			_			
支払利息						
その他			-			
IO						

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、届出をします。

令和	午		日
マルロ	-	$\overline{}$	

地方整備局長 北海道開発局長 知事 殿

申請者		
届出者	<u> </u>	ſ

許可年月日

令和 年 月 日

(営業所毎の保険加入の有	無)

(営業所毎の保険加入の作			保険加入の有無			主火の動物と口が		
営業所の名称	従業員数	健康保険	建康保険 厚生年金保険 雇用保険		事業所整理記号等			
					健康保険			
	(人)				厚生年金保険			
	(人)				雇用保険			
					健康保険			
	(人)				厚生年金保険			
	(人)				雇用保険			
					健康保険			
	(人)				厚生年金保険			
	(人)				雇用保険			
					健康保険			
	(人)				厚生年金保険			
	(人)				雇用保険			
					健康保険			
	(人)				厚生年金保険			
	(人)	۸)			雇用保険			
合計	(人)							
	(人)							

ファックス番号

変 更 届 出 書 (第一面)

て 日 の ト か い		(第一面)	
		(4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名) 建設業法第7条第2号	に置かれる専任の技術者
			令和 年 月 日
地方整備局長 北海道開発局長 知事 殿	+ 5	届出者	印
Ŧ	大臣 コード 知事		許可年月日
許可番号	国土交通大臣 新可知 知事	(般 - □□) 第 □ □ □ □ □ □ 号	令和
法人番号	3 6 5 0 0 0 0 0 0 0	15 記	
届出事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日 備 考
しようとする建設業、従たる		たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関 する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場	
を記入すること。	【商号又は名称、代表者又は個	人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額	
商 号 又 は 名 称 :	3 7 3 5	15	
о	23 25		
		10 15	20
商号又は名称	3 8 5		
3-3 L			
	3 5	10 15	20
代表者又は個人 の氏名のフリガナ	3 9		
代表者又は「仏人の氏名」	4 0 3 5	10	
個人の氏名			
所在地市区町村コード	4 1 都道府県名	市区町村行	
主たる営業所の	4 2 5	15	
所 在 地 <u>; ;</u> [23 25		
	3 5 6	10	20
郵便番号	4 3 7 7 - 7 7	電話番号	
資本金額 又は出資総額 【	4 4	千円)	
所属等	氏名	電話番	号

(第二面)

	X	5.	} []	項番8 1	3 . 従たる営業所 4 . 従たる営業所 7 . 以は従たる営業所 7 . 以は従たる営業所の所在地の変更 7 . 以は従たる営業所の所在地の変更 7 . 以 7
	許	可番号	;-; - - - -	項番	大臣 」 一 ド 知事 コード 新可年月日 1
(=		【営業しようと 3営業所)	とする建	建設業、往	従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項 】
		JUNIAN)			土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 銅 筋 舗しゆ板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
	営と	業 しょう する建設業	(8 3	
				変更前	
(1	i to a	5営業所)			
					フリガナ 3 5 10 15 20
1	送 名	る営業所の	か 你	8 4	
					23 25 30 30 30 35 35 35
	従	たる営業所σ) r-ı		3-5
	所コ	たる営業所の 在地市区町村 一 ト	į (_;	8 5	
	従 所	たる営業所の 在 地	b	8 6	
内					23 25 30 40 40
ΡŊ			:-:		
容	郵	便番号	·	8 7	
	営	業 し よ う す る 建 設 業) ! !	8 8	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 L l p 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 1 · 一般)
	2	9 る建設第	!_!	шш	
				変更前	
(1	逆たる	3営業所)			フリガナ
1	逆 た	る営業所(D	8 4	3 5 10 10 15 20 15
1	=	1	ייניין יוניין	ШШ	
		. = 14.114.			
	従所コ	たる営業所の 在地市区町村 ー ト	ţ	8 5	市区町村名
		たる営業所の		8 6	
	PII	在 地	s i_i		
内					
容	郵	便 番号	}	8 7	-
	営	業 しょう する建設業) ;-; é ! !		主建大左と石屋電管タ鋼筋舗Uゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解
	٢	する建設業	ŧ !_!	8 8	3 5 10 10 10 15 10 20 10 25 10 30 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
				変更前	
(1	美たる	5営業所)			フリガナ
í	逆た	る営業所の	ת ' '	0 4	
f	S	る営業所の	称 !	0 4	
	従所	たる営業所の 在地市区町村 一 ト) ;-;	8 5	3 5 市区町村名
	コ従	ー ト たる営業所の 在 地	r - 1		
	所	在地) !	8 6	
内					3 5 6 2 20
容	郵	便番号	- (= i	8 7	
	쓷	攀 Ⅰ. F ≥	· :		ーーーーー 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 U ゆ板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
	ځ	業しようする建設業	É	8 8	
				変更前	

		届	出	書			0 8
下記のとおり、	(1) 建設業法第7条 基準を満たさなく (2) 経営業務の管理 (3) 建設業法第7系 に掲げる基準を満 (4) 専任の技術者を (5) 欠格要件に該当	条第 1 号に掲げる (なつた 理責任者を削除した 条第 2 号又は同法第15条第 たさなくなつた E削除した áするに至つた	2号 ~ ので届出をしまっ	ਤ .	令和 年	月	日
地方整 北海道開			届 出 者				印
許 可 番 号	項番 大臣コード 知事 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	国土交通大臣 知事 許可(特	- □□)第□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	10 11	「年月日 □ 年 □ □ 月 □	5 □ □	
氏名	(1) 建設業法第7 (2) 経営業務の管 5 2 3	条第1号に掲げる基準(理責任者を削除した場合 5	起経営業務の管理責任者〕を決	満たさなくなつた場 元号〔 <mark>令和R</mark> 、平 生年月日	合 ⁷ 成H、昭和S、; 3	大正T、明治 月	曽M) 日
氏 名		条第2号又は同法第15条: を削除した場合	第2号に掲げる基準〔専任の	の技術者〕を満たさ 元号〔 <mark>令和R</mark> 、平 10 生年月日	なくなつた場合 『成 H 、昭和 S 、; 3	大正T、明治 月	၌M) 日
営業所の名称			_ 建設工事の種類 _				
氏 名	53	5	10	元号〔 <mark>令和R</mark> 、平生年月日	⁷ 成 H 、昭和 S 、; ³	18	
営業所の名称			_ 建設工事の種類 _				
氏 名	5 3	5	10	元号〔 <mark>令和R</mark> 、平 生年月日	F成 H、昭和 S、; 3		台M) 日
営業所の名称			_ 建設工事の種類 _				
	(5) 建設業法第8	条第1号及び第7号から	第13号までに規定する欠格	要件に該当するに至	つた場合		

<u>(用紙A4)</u>										
0	0	0	0	9						

下記のとおり、建設	廃 業を廃止したので届出をします。	業 届			
			令和 年	月	E
地方整備局長 北海道開発局長 知事	殿	届出者			E
届出の区分	項番 3 5 4 1.全部の業種の廃業 2.一部の業種の廃業))			
許 可 番 号	大臣 コード 知事 コード 15 5 5 国 国土交通大臣 許可 (船) 知事 許可 (税)	及 -	許可年月日 11 13 年 月月	15	
廃止した建設業 届出時に許可を 受けている建設業	土建大左と石屋電管夕鍋 56 3 57		園井具水消清解	1 . 一般 2 . 特定)	
行政庁側記入欄 整理区分 決裁年月日	5 8 5 8 5 9 令和				
【備考】	廃業等の年月日 令和	年 月 日			

(1) 許可に係る建設業者が死亡したため (2) 法人が合併により消滅したため (3) 法人が破産手続開始の決定により解散したため (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため (5) 許可を受けた建設業を廃止したため

(用紙A4)

第	回	あっせ 調 仲	せん 停 裁	調	書	
事 件 の 表 示	令和	白	 () 第	号	
期日	令和	年月	1 日	午	時	分
紛争処理を行った場所						
担 当 委 員 の 氏 名						
担当指定職員の氏名						
当事者、証人又は鑑定人の出欠						
次 回 期 日	令和	年 月	日	午	時	分
処	理 丬	犬 況	の根	班 要		
_						

記載要領

- 1 この調書は、紛争処理を行つた日ごとに作成すること。
- 2 標題の欄中不要の文字を抹消すること。
- 3 「事件の表示」欄には、事件の申請の受付順に受付番号を付し、()内に記入する符号は、あつせんにあっては「あ」、調停にあつては「調」、仲裁にあっては「仲」とする。職権あつせん又は職権調停の決議をした事件については、当該決議をした順に番号を付し、()内に記入する符号は、職権あつせんにあつては「職あ」、職権調停にあつては「職調」とする。
- 4 「処理状況の概要」の記載の末尾に、担当委員及び担当指定職員が記名押 印すること。

			事件の	表示	令和	年 ()第	号
		証 鑑 定	人	訂	書			
期	日	令和	口 年	F	日	午	時	分
氏 名					年 齢	ì		
職業		但	主 所					
	陳	述	の	要	Ú			

記載要領

- 1 この調書は、証人又は鑑定人が陳述を行った日ごとに作成すること。
- 2 表題の欄中不要の文字を抹消すること。
- 3 「事件の表示」欄には、事件の申請の受付順に受付番号を付し、()内に記入する符号は、あつせんにあつては「あ」、調停にあつては「調」、仲裁にあつては「仲」とする。職権あつせん又は職権調停の決議をした事件については、当該決議をした順に番号を付し、()内に記入する符号は、職権あつせんにあつては「職あ」、職権調停にあつては「職調」とする。
- 4 「陳述の要旨」の記載の末尾に、担当指定職員が記名押印すること。

			事件(の表示	令和	1	年 ()第	号
	立	入	検	查	調	書			
期	日	令和	<u> </u>	ŧ	月	日	午	時	分
立 入 検 を 行 っ 場	査 た 所								
担当委員の氏	名								
担当指定職員の氏	名								
立 入 検 の 目 的	查物								
	検	查	Ø	村	既	況			

記載要領

- 1 この調書は、紛争処理を行った日ごとに作成すること。
- 2 「事件の表示」欄には、事件の申請の受付順に受付番号を付し、()内に記入する符号は、あっせんにあっては「あ」、調停にあっては「調」、仲裁にあっては「仲」とする。職権あっせん又は職権調停の決議をした事件については、当該決議をした順に番号を付し、()内に記入する符号は、職権あっせんにあっては「職あ」、職権調停にあっては「職調」とする。
- 3 「検査の概要」の記載の末尾に、担当委員及び担当指定職員が記名押印すること。

資格者証交付申請書

国土交通大臣		年 月 日
指定資格者証交付機関代表者	殿	
		(写真) 資格者証用写真 1枚を全面のり
1 . 申請区分 (該当する区分に 印 を付けてください。)	新規 追加 更新	付けする。 縦3.0センチメートル 横2.4センチメートル
2.既資格者証 :	交付番号 有効期限 号 令和 年 月	B
3.申請者氏名 フリガナ 氏 名	£	
4.生年月日 元号	年 月 日 日 (1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 5.◆私)	
5 . 本 籍	8道府県コード 都・道・府・県	
肴	型形県コード 都市区町村名・街区符号・住居番号等	
6 . 住 所		
郵便番号	一 電話番号	
7.所属建設業者 商号又 は名称		
許可番号	大臣·知事 国土交通大臣 許可 般 - 知事 第 期	号
電話番号		
8. 監理技術者資格		
〔1〕区分 番号	号 〔2〕区分 番号	g-
〔3〕区分 番号	号 (4)区分 番号	9
〔5〕区分 番号	号 (6)区分 番号	
[7]区分 番号	号 (8)区分 番号	
[9] 区分 番号	号 [10] 区分 番号	묵
9. 監理技術者講習修了履歴(修了	了履歴がある場合のみ記載)	
修了番号 第	号 修了年月日 令和	年 月 日
10.受付番号	受付場所 受付 日 今和	年 月 日
10.受 付 番 号	受付場所 受付日令和	年 月 日

様式第二十五号の五 (第十七条の三十関係)

(表面)

	氏名 年 月 日生 本籍
	住所
	初回交付 年 月 日 交付 年 月 日
	交付番号第 号
53.92 =	監理技術者資格者証
<u>ت</u> ۲	写真令和年月日まで有効
53.92≒リメートル以上	国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者
	所属建設業者 許可番号
	有する
	資 格
	建設業の種類 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解
	有・無
 	85.47ミリメートル以上
	85.72ミリメートル以下

(裏面)

監理技		号 修了年月日:
術者講 習修了	氏名:	生年月日:
履歴	講習実施機関名:	
資		
格		
者		
備 考		

備考

- 1 「本籍」の欄は、本籍地の所在する都道府県名(日本の国籍を有しない者にあつては、その者が有する国籍)を記載すること。 2 磁気ストライプを埋め込むこと。

資格者証変更届出書

令和 年 月 日

(国土交通大臣指定資格者証交付機関)

0+1202+	人建設業技術	**.	TO BE	РΛ
的间法	人建設美拉州	有ヤノツ・	一坪事長	ЩĀ

下記の通り、 (1)氏 名(2)本 籍(3)住 所 について、変更があったので届出をしま	(4)所属建設業者(5)監理技術者資格 す
1.変更届出	(1) (2) (3) (4) (5)
2 . 既資格者証	交付番号 有効期限 第 令和 年 月 日
3 . 申請者氏名 フリガナ 氏 名	氏 (5)
4.生年月日 元号	日
5 . 本 籍	都道府県コード 都・道・府・県
6.住 所	都道府県コード 郡市区町村名・街区符号・住居番号等
郵便番号	電話番号
7.所属建設業者 商号又は名称	
許可番号電話番号	大臣・知事 国土交通大臣 般 FFT 特 - 開 第
8.監理技術者資格	
[1] 区分 番号	号 [2] 区分 番号 号
〔3〕区分 番号	号 (4) 区分 番号 号
[5] 区分 番号	号 [6] 区分 番号 号
[7] 区分 番号	号 [8] 区分 番号 号
[9] 区分 番号	号 [10] 区分 番号 号
9.受付番号	受付場所 受付日令和 月 日

資格者証再交付申請書

国土交通大臣	G0		₹1म	+ 7 4
指定資格者証交付機	殿 関代表者			(写真) 資格者証用写真 1 枚を全面のり 付けする。 縦3.0センチメートル 横2.4センチメートル
1.既資格者証	交付番号	<u> </u>	有効期限 令和 年 月	В
	Jガナ A	Æ	S S	
3.生年月日 :	号 [1.明治 2.大正 3.昭和	年 月 日		
4 . 本 籍	都道府県コード	都・	道・府・県	
5.再交付の理由	[1.忘失] 理由	2.滅失 3.汚損 4.破技		
6 . 監理技術者講習修了層	歴(修了履歴がある場合	合のみ記載)		
修了番号:			号 修了年月日 令和	年 月 日
7.受付番号	受	付場所	受付日令和	年 月 日

経営状況分析申請書

建設業法第27条の24第 2 項の規定により、経営に関する客観的事項の審査のうち経営状況の分析の申請をします。 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

巸

登録経営状況分析機関代表者

令和 年 月 日

		<u>殿</u>		申	請者					印
申 請 年 月 日	令和 年	月	日							
申請時の許可番号	大臣 _{コード} 国土 知事	交通大臣 許可 知事	許可番号 「 般 · (特 ·) ^第			号 許 可 令和	年	月	日
前回の申請時の許可番号	大臣コード知事	交通大臣 許可 知事	許可番号 「 般 - (特 -)第			号 許 可 令和	年	月	日
審査基準日	令和 年	月	日							
審査対象事業年度	期間 _{令和} 年 自	月	日~	至令和	年	月	日 処理の区分			
審 査 対 象 事 業 年 度 の 前 審 査 対 象 事 業 年 度	期間 令和 年	月	日~	至令和	年	月	日 処理の区分			
審 査 対 象 事 業 年 度 の 前 々 審 査 対 象 事 業 年 度	期間 令和 年	月	日~	至令和	年	月	日 処理の区分			
法人又は個人の別	(1.法人 2	.個人)								
前回の申請の有無	(1.有 2.無 	Ħ)								
単独決算又は連結決算の別	(1 .単独決算	2 .連結決算	1)							
商号又は名称のフリガナ										
商 号 又 は 名 称										
代表者又は個人の氏名 のフリガナ										
代表者又は個人の氏名										
主たる営業所の所在地										
主たる営業所の電話番号										
当期減価償却実施額		,	,	(千円)						
前期減価償却実施額	t.	,	,	(千円)						
(備考欄)										
連絡先										
所属等	氏名			電話番	号		ファックス番	号		

記載要領

- 1 「申請者」の欄は、この申請書により経営状況分析を受けようとする建設業者(以下「申請者」という。)の他に申請書又は第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者(財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。)がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 2 太枠(備考欄)の枠内には記載しないこと。
- 3 「申請年月日」の欄は、登録経営状況分析機関に申請書を提出する年月日を記載すること。
- 4 「申請時の許可番号」の欄の 「国土交通大臣 及び「般 は、不要のものを消すこと。 知事」 特」
- 5 「申請時の許可番号」の欄の^{「大臣} コード は、申請時に許可を受けている行政庁について別表 知事 」
 - (1)の分類に従い、該当するコードを記入すること。

「許可番号」及び「許可年月日」は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記載すること。

- 6 「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なつている場合についてのみ記載すること。
- 7 「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日(別表(2)の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日)を記載すること。
- 8 「審査対象事業年度」の欄の「至令和 年 月 日」は審査基準日等を、「自令和 年 月 日」は審査基準日の1年前の日の翌日等を次の表の例により記載すること。 また「処理の区分」の は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コー	処 理 の 種 類
۲	
00	12か月ごとに決算を完結した場合
	(例) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
	自 令和2 年4月1日 ~ 至 令和3 年3月31日
01	6か月ごとに決算を完結した場合
	(例) 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
	自 令和2 年4月1日 ~ 至 令和3 年3月31日
02	商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満
	たない 期間で終了した事業年度について申請する場合
	(例1)合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行つた場合
	で令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき
	自令和2年4月1日 ~ 至令和3年3月31日
	(例2)申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更によ
	り令和6年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
	自令和2年1月1日 ~ 至令和2年12月31日
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合

(例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき

自令和2年10月1日~至令和3年3月31日

04 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合

(例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和3年3月31日) より前の日(令和2年11月1日)に申請するとき

自令和2年10月1日 ~ 至令和2年10月1日

また、「処理の区分」の は、別表 (2) の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

- 9 「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄の「自令和年月日」に記載した日の直前の審査対象事業年度の期間及び処理の区分を8の例により記載すること。
- 10 「審査対象事業年度の前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」の欄の「自令和 年 月 日」に記載した日の直前の審査対象事業年度の期間及び処理の区分を8の例により記載すること。
- 11 「前回の申請の有無」の欄は、審査対象事業年度の直前の審査対象事業年度について経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関と同一の機関に申請をする場合は「1」を、そうでない場合は「2」を記入すること。
- 12 「単独決算又は連結決算の別」の欄は、申請者が会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号の 規定に基づく大会社であり、かつ、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条の規定に基づき、 有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者である場合は「2」を、そうでない場 合は「1」を記入すること。
- 13 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記載すること。
- 14 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記載すること。

種 類	略号		
株式会社	(株)		
特例有限会	(有)		
社			
合名会社	(名)		
合資会社	(資)		
合同会社	(合)		
協同組合	(同)		
協業組合	(業)		
企業組合	(企)		

- 15 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで記載すること
- 16 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を記載すること。
- 17 「主たる営業所の所在地」の欄は、都道府県、市区町村、町名、街区符号及び住居番号等を、「丁

目」、「番」及び「号」については - (ハイフン)を用いて、記載すること。

- 18 「主たる営業所の電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ (ハイフン)で区切り、記載すること。
- 19 「当期減価償却実施額」の欄は、「単独決算又は連結決算の別」の欄に「1」と記入した者は、審査対象事業年度に係る減価償却実施額(未成工事支出金に係る減価償却費、販売費及び一般管理費に係る減価償却費、完成工事原価に係る減価償却費、兼業事業売上原価に係る減価償却費その他減価償却費として費用を計上した額をいう。以下同じ。)を記載すること。「2」と記入した者は、記載を要しない。

記載すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、単位は千円とし、百万円未満は「0」を記載すること。

20 「前期減価償却実施額」の欄は、審査対象事業年度の前審査対象事業年度に係る減価償却実施額を19の例により記載すること。

ただし、「前回の申請の有無」の欄に「1」と記入し、かつ、前回の「当期減価償却実施額」の欄の内容に変更がないものについては、記載を省略することができる。

21 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に 応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

別表(1)

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県中
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県中事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県外事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

別表(2)

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請す
	るとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日
	として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡

	により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが
	行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計
	画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決
	定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日
	から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定
	を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分
	担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親
	会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請する
	とき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者(連結子会社)として
	認定を受けて申請する場合

兼業事業売上原価報告書

 自 令和
 年
 月
 日

 至 令和
 年
 月
 日

(会社名)
兼業事業売上原価	千円
期首商品(製品)たな卸高 当期商品(製品)たな卸高 当期製品製造原価 合計 財末商品(製品)たな卸高 兼業事業売上原価	
(当期製品製造原価の内訳) 材料費 労務費 経費 (うち外注加工費) 小計(当期総製造費用) 期首仕掛品たな卸高 計 計量品たな卸高	(

7 1 1 4 総資本(前期)

(用紙A4) 10006

印

経営状況分析結果通知書

令和 年 月 日

登録経営状況分析機関 登録番号 登録年月日 令和 年 月 日

殿 登録経営状況分析機関代表者 経営状況分析の結果を通知します。 この経営状況分析結果通知書の記載事項は、事実に相違ありません。 注)「処理の区分」の欄は、建設業法施行規則別記様式第25号の8の記載要領の別表(2)の分類に従い、経営状況分析を行つた処理の区分を表示して あります。 許 可 号 月 審 杳 日 令和 日 電 話 号 処 分 項 番 (千円) 金 売上高に占める完成工事高の割合 7 1 0 1 7 1 0 2 [1.単独決算、2.連結決算] Ó 別 経営状況分析 数 値 数 値 7 1 0 3 純 支 払 利 息 比 自己資本対固定資産比率 7 1 0 4 負 債 回 転 己 本 比 淧 7 1 0 5 総資本売上総利益率 営業キャッシュフロー 7 1 0 6 売上高経常利益率 益 剰 余 金 経営状況点数(A)= 7 1 0 7 経営状況分析結果(Y)= 7 1 0 8 固 定 産 7 1 0 9 流 債 利 動 負 総 7 1 1 0 固 定 受取利息配当金 7 1 1 1 利 益 剰 余 金 払 利 息 7 1 1 2 自 経常(事業主)利益 己 営業キャッシュフロー (当期) 7 1 1 3 総資本(当期)

営業キャッシュフロー (前期)



経営規模等評価申請書経営規模等評価再審査申立書総合評定値請求書

令和 年 月 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。 建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。 建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

地方整備局長 北海道開発局長 知事 殿	申請者	印
行政庁側記入欄 項番 · · · 0 1	請求年月日 ±木事務所コード整理番号 9 10 15 15 17 - □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
申請時の 許可番号 0 2	大臣 _{知事} コード	
前回の申請時の 1 0 3	大臣	
申請等の区分 : O 5 処 理 の 区 分 : O 6		
;_;	L L L 資本金額又は出資総額 法人番号	
法人又は個人の別 0 7 商号 又 は 名 称 0 8 の フ リ ガ ナ 0 8	(1.法人) [1.法人) [1.法人] [1.**]	
商号又は名称 09	3 5 10 10 15 20 20 23 25 30 30 35 40	
	3 5 10 10 15 20	
代表者又は個人の氏名 1 1 0 1 0 1 1 1 1 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
代表者又は111		
市 区 町 村 コ ー ド : : 1 2 2 1 3 3		\neg
الــالــا ::		
郵 便 番 号 14		
	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗しゆ板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 3 5 10 15 20 25 30	
許可を受けている 建 設 業 1 5	3 5 10 10 15 15 20 25 25 30 (1.一般) 2.特定)	
経営規模等評価等 1 6 対象 建 設 業		

経営規模等評価の再記 審 査 再 審 連絡先 所属等	審査の申立を 結 果 第 査 を	行う者に の 求	通	、次に記 知 る 事	Ę	17		審	<u></u> 再	結審	東	を	通 年 求 号	知月め	の 日 る	理	由	日
再審	結 果 第	0	通	知 番	Ę	17		審			令和		年	月	日			B
審査	結 果 第	0	通	知 番	Ę	17		審			令和		年	月	日			日
審査	結 果 第	0	通	知 番	Ę	17		審			令和		年	月	日			П
審査	結 果 第	0	通	知 番	Ę	17		審			令和		年	月	日			日
審査	結 果 第	0	通	知 番	Ę	17		審			令和		年	月	日			B
審査	結 果 第	0	通	知 番	Ę	17		審			令和		年	月	日			В
審査	結 果 第	0	通	知 番	Ę	17		審			令和		年	月	日			日
審査	結 果 第	0	通	知 番	Ę	17		審			令和		年	月	日			日
	結 果		通 :					審	查	結						年	月	日
		行う者に																
この心の自旦場口(1	114 / C	~ V 1 C 104	,,, I IC	<i>σ</i> . σ .														
工事種類別完成工事 技術職員名簿につい その他の審査項目(7	ては別紙二に	よる。			は別紅	紙―によ	∶გ.											
登録経営状況分析機関番	兄 2 ()]	5			経営状	況分	折を受け	た機関の	D名称								
技術職員数	数 1 9	,] <u>_</u>	5,	(人)													
								,	ı	•		I.		1		•		
						減価質					(Ŧ	-円)	咸価償 実 施	却額				(千円)
						営業:	利益		11		(1	円)	営業利	益				(千円)
						審	查	対 象	事	業	年	度	審査対	象事業	美年度σ	前審3	查対象事	業年度
	Ď <u>:.</u> : ∐Ľ	3] [],[,	, 10		(千月	円) =	益額 (営業利	利払前 益+減f	が税引前 価償却?	ī償却ī 実施額	前利益 [)				
利 益 額 (2期平均)		3																
利 益 ⁶ (2 期 平 均)	ā ; ; [][3										1	審 鱼 基 ≧	準日 ┃_	<u>; ; ; </u>	! ! !	; ; ; ;	
				, <u> </u>		. — —							直 前 審査基 ²					(千円)
自 己 資 本 名 利 益 名 (2 期 平 均)				,	, []		(千)	刊)	(1.基 注 (2.2)	準決算 朝平均)]		0			!!!	(千円)

様式第二十五号の十一

記載要領

- 「経営規模等評価申請書 1
 - 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書」、 「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。 建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。 建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。
 - 「国土交通大臣 $_{
 m Mas}$ $_{
 m I}$ $_{
 m B}$ $_{
 m I}$ $_{
 m B}$ $_{
 m I}$ $_{$
- 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の 請求をしようとする建設業者(以下「申請者」という。)の他に申請書又は第19条の4第1項各号に掲げる添付書類 を作成した者(財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。)がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記 し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面 を添付すること。
- 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □ □ □ で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、 カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば 🔲 🔯 🔯 🗘 のように右詰めで、また、 文字を記入する場合は、例えば回 建 図 🛛 🖺 🗌 🗆 のように左詰めで記入すること。
- 5 $\boxed{0}$ $\boxed{2}$ 「申請時の許可番号」の欄の $\boxed{0}$ 大臣 コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について別表 (1)の分類に従い、該当するコードを記入すること。
 - 「許可番号」及び「許可年月日」は、例えばの 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記 入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
 - なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古い ものについて記入すること。
- 6 |0||3|「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なつている場合につ いてのみ記入すること。
- 7 |0||4|「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日(別表(2)の分類のい ずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日)を記入し、 例えば審査基準日が令和 2 年 3 月31日であれば、O 2年O 3月3 1日のように、カラムに数字を記入するに当た つて空位のカラムに「0」を記入すること。
- 8 0 5 中請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	申 請 等 の 種 類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

0 6	「処理の区分」の懶の左懶は、次の表の分類に促い、該当するコートを記入すること。
コード	処理の種類
00	12か月ごとに決算を完結した場合
	(例) <mark>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合</mark>
01	6 か月ごとに決算を完結した場合
	(例) <mark>令和 2</mark> 年10月 1 日から <mark>令和 3</mark> 年 3 月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満
	たない期間で終了した事業年度について申請する場合
	(例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い <mark>令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行つた場</mark>
	合で令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき
	(例 2)申請に係る事業年度の直前の事業年度が <mark>令和 2</mark> 年 3 月31日に終了した場合で事業年度の変更に
	より令和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合
	(例) <mark>令和 2</mark> 年10月 1 日に会社を新たに設立した場合で <mark>令和 3</mark> 年 3 月31日に終了した最初の事業年度に
	ついて申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
	(例)令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和3年3月31日)
	より前の日(令和 2 年11月 1 日)に申請するとき

また、「処理の区分」の右欄は、別表(2)の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコ ードを記入すること。

10 0 7 「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、そ れ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

様式第二十五号の十一

用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15条に規定する法人番号をいう。)の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

- 11 0 8「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば

 「又は 「八のように 1 文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
- 12 0 9 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入すること。

(例	(株)	甲	建	設		
	Z	建	設	(有)	П)

略 号
(株)
(有)
(名)
(資)
(合)
(同)
(業)
(企)

- 13 1 0 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギスはパのように1文字として扱うこと。
- 14 1 1 「1 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 15 ① ② 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック(総務省編「全国地方公共団体コード」)により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
- 16 <u>[1] [3]</u> 「主たる営業所の所在地」の欄には、15により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については (ハイフン)を用いて、例えば<u>園</u> <u>例</u> <u>関</u> [2] [-] [1] [-] [1] [3] □のように記入すること。
- 17 ① ④「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ (ハイフン)で区切り、例えばの ③ [-] ⑤ ② [5] ③ [-] ⑧ ① ① ① のように記入すること。
- 18 1 5 「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、 特定建設業の場合は「2」を次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業(土) 鋼構造物工事業(鋼) 熱絶縁工事業(絶) 電気通信工事業(通) 建築工事業(建) 鉄筋工事業(筋) 大工工事業(大) 舗装工事業(舗) 造園工事業(園) 左官工事業(左) しゆんせつ工事業(しゆ) さく井工事業(井) 板金工事業(板) 建具工事業(具) とび・土工工事業(と) 石工事業(石) ガラス工事業(ガ) 水道施設工事業(水) 屋根工事業(屋) 塗装工事業(塗) 消防施設工事業(消) 電気工事業(電) 防水工事業(防) 清掃施設工事業(清) 管工事業(管) 内装仕上工事業(内) 解体工事業(解) タイル・れんが・ブロック工事業(タ)│機械器具設置工事業(機)

- 19 ① ⑥「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業(総合評定値の請求のみを行う場合にあつては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業)について18の表の()内に示された略号のカラムに「9」と記入すること。
- 20 ① ⑦「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算(以下「基準決算」という。)における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日(以下「直前の審査基準日」という。)の決算における自己資本の額の平均の額(以下「平均自己資本額」という。)を記入し、「審査対象」のカラムに「1」又は「2」を記入すること。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

21 1 8 「利益額(2期平均)」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業 年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査 対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法第 2 条第 6 号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額 (2 期平均)」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

様式第二十五号の十一

- 22 1 9 「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。
- 23 ② ①「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、例えば0 0 0 0 0 1のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
- 24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

別表(1)

00	国	土	交 通	大	団	12	千	葉	県	知	事	24	Ξ	重	県	知	事	36	徳	島	県	知	事
01	北	海	道	知	事	13	東	京	都	知	事	25	滋	賀	県	知	事	37	香	Ш	県	知	事
02	青	森	県	知	事	14	神	奈	川県	知	事	26	京	都	府	知	事	38	愛	媛	県	知	事
03	岩	手	県	知	事	15	新	澙	県	知	事	27	大	阪	府	知	事	39	高	知	県	知	事
04	宮	城	県	知	事	16	富	Щ	県	知	事	28	兵	庫	県	知	事	40	福	岡	県	知	事
05	秋	田	県	知	事	17	石	Ш	県	知	事	29	奈	良	県	知	事	41	佐	賀	県	知	事
06	山	形	県	知	事	18	福	井	県	知	事	30	和	歌	山県	知	事	42	長	崎	県	知	事
07	福	島	県	知	事	19	日	梨	県	知	事	31	鳥	取	県	知	事	43	熊	本	県	知	事
80	茨	城	県	知	事	20	長	野	県	知	事	32	島	根	県	知	事	44	大	分	県	知	事
09	栃	木	県	知	事	21	岐	阜	県	知	事	33	闽	山	県	知	事	45	宮	崎	県	知	事
10	群	馬	県	知	事	22	静	畄	県	知	事	34	広	島	県	知	事	46	鹿	児	島県	知	事
11	埼	玉	県	知	事	23	愛	知	県	知	事	35	山	П	県	知	事	47	沖	縄	県	知	事

別表(2)

ַנילו_	表(2)	
	コード	処理の種類
	10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請す
		るとき
	11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
	12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日
		として申請するとき
	13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡
		により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき
	14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが
		行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計
		画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決
		定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日
		から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
	15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定
		を受けて申請する場合
	16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分
		担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
	17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親
		会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
	18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請する
		とき
	19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
	20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
	21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者(連結子会社)として
		認定を受けて申請する場合
_		·

工事種類別完成工事高工事種類別元請完成工事高

項番 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度 自	審査対象事業年度 計算基準の区分 目 11 日 15 日 17 日 19 (1.2年平均) 2.3年平均)
	前審査対象事業年度 中 月~ 中 月 審査対象事業年度の 年 月~ 年 月	
業 種 コード 3 5	完成工事高千円 元請完成工事高千円 <u>6 16 20 20 25</u>	完成工事高千円 元請完成工事高千円 26
3 2		
工事の種類 工事	完 成 工 事 高 計 算 表	
3 2 5		
工事の種類 工事	完成工事高計算表 審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度の前を査対象事業 年度の前で審査 対象事業年度の前で審査 対象事業年度の前で審査 対象事業年度の前で審査 対象事業年度の前で審査 対象事業年度	
3 2 5		26 30 35 36 36 40 9 45
工事の種類 工事	完成工事高計算表 審查対象事業 年度の前審查 対象事業年度 審查対象事業 年度の前令審查 対象事業年度 財象事業年度 財象事業 年度の前令審查 対象事業年度 対象事業年度 対象事業年度	
3 2 5		
工事の種類 工事	完 成 工 事 高 計 算 表	
3 3 その他		
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	
3 4 合 計		
	契約後VEに係る完成工事高の評価の特例	(1. 有 2. 無)

様式第二十五号の十一別紙一

記載要領

- 1 □ □ □ で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば □ □ 1 2 のように右詰めで記入すること。
- 2 |3||1|「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。
 - (1)12か月ごとに決算を完結した場合
 - (例)令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合

自令和02年04月 ~ 至令和03年03月

- (2)6か月ごとに決算を完結した場合
 - (例) 令和 2 年10月 1 日から令和 3 年 3 月31日までの事業年度について申請する場合

自令和02年04月 ~ 至令和03年03月

- (3)商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合
 - (例1)合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行つた場合で令和
 - 3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき

自令和02年04月 ~ 至令和03年03月

(例2)申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき

自令和02年01月 ~ 至令和02年12月

- (4)事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合
 - (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき

自令和02年10月 ~ 至令和03年03月

- (5)事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
 - (例) 令和 2 年10月 1 日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和 3 年 3 月31日)より前の日(令和 2 年11月 1 日)に申請するとき

自令和02年10月 ~ 至令和00年00月

3 ① ①「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を2の例により記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあつては、直前2年の各審査対象事業年度の期間を2の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。

4 ③ ② 「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入 すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。

「完成工事高」の欄は、3 1で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあつては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記載すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記載すること。

また、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間にとび・土工工事業又は解体工事業の経営事項審査を受けようとするときは、必ず「とび・土工・コンクリート工事・解体工事(経過措置)」についても記載すること。その際、「完成工事高」の欄にはとび・土工・コンクリート工事及び解体工事の完成工事に係る請負代金の額の合計を記載すること。元請完成工事高の欄についても同様とする。

コード	工事の種類	<u>ゲ</u> 		工事の私	重類	ドコー		工事の種	類
010	土 木 一 式 工 事	100	タイル・	れんが・	ブロック工事	200	機械	器具設	置工事
011	プレストレストコンクリート構造勿工事	110	鋼構	造	物 工 事	210	熱	絶縁	工 事
020	建築一式工事事	111	鋼橋	上音	部 工 事	220	電気	. 通信	工事
030	大 工 工 事	120	鉄	筋	工 事	230	造	悥	工事
040	左 官 工 事	130	舗	装	工 事	240	さ	く	工 事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅ	んせ	つ エ 事	250	建	具	工事

様式第二十五号の十一別紙一

051	法	面	処	理	エ	事	150	板		金		I		工事		-	260	水	道	施	設	I	事														
060	石		I			事	160	ガ	ラ	ラ .		ス エ		I		I		I		ス エ		ス エ		ス エ		· I		I		Į.	270	消	防	施	設	エ	事
070	屋	根	Į	エ		事	170	塗		装	エ		エ		エ		エ		事	į.	280	清	掃	施	設	エ	事										
080	電	気	į	エ		事	180	防		水	エ		事	į.	290	解		体	エ		事																
090	管		I			事	190	内	装 仕		仕 上 工		事	į.	300	とび・土工・コ			コンクリート工																		
																• 角	解体]	[事	(経過	毁措 置	重)																

- 5 3 3 「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。
- 6 ③ 4「合計」の欄は、完成工事高においては、③ 2及び③ 3に記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。
- 7 この表は審査対象建設業に係る4のコード表中の工事の種類4つごとに作成すること。この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後VE(施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。)に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。
- 8 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。 ただし、会社法(平成17年法律第86号)第 2 条第 6 号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たつては、例えば____, ___ 1, 2 3 4, 0 0 0 0 0 0 0 ように、百万円未満の単位に該当するカラムに「 0 」を記入すること。



その他の審査項目(社会性等)

労働福祉の状況	In 来 。
雇用保険加入の有無	項番 3 [1.有、2.無、3.適用除外]
健康保険加入の有無	4 2 1.有、2.無、3.適用除外]
厚生年金保険加入の有無	4 3
建設業退職金共済制度加入の有無	4 4 1 (1.有、2.無)
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 5 1.有、2.無)
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 6 1.有、2.無]
建設業の営業継続の状況	
営業年数	3 5 初めて許可(登録)を受けた年月日 休業等期間 備考(組織変更等) 4 7 (年) 平成 令和 年 か月
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	3 再生手続又は更生手続開始決定日 再生計画又は更生計画認可日 再生手続又は更生手続終結決定日 令和 年 月 日 令和 年 月 日
防災活動への貢献の状況	
防災協定の締結の有無	4 9
法令遵守の状況	
営業停止処分の有無	5 0
指示処分の有無	5 1 1 (1.有、2.無)
建設業の経理の状況	
建設業の経理の状況 監査の受審状況	5 2 3 1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、
	5 2 3 (1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無 5 3 3 (人)
監査の受審状況	3 _ 5
監査の受審状況 公認会計士等の数	5 3 □ (人) 5 4 □ (人)
監査の受審状況 公認会計士等の数 二級登録経理試験合格者の数	5 3
監査の受審状況 公認会計士等の数 二級登録経理試験合格者の数 研究開発の状況	5 3 3 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
監査の受審状況 公認会計士等の数 二級登録経理試験合格者の数 研究開発の状況 研究開発の状況	5 3 3 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
監査の受審状況 公認会計士等の数 二級登録経理試験合格者の数 研究開発の状況 研究開発費(2期平均) 建設機械の保有状況	5 3
監査の受審状況 公認会計士等の数 二級登録経理試験合格者の数 研究開発の状況 研究開発費(2期平均) 建設機械の保有状況 建設機械の保有状況	5 3
監査の受審状況 公認会計士等の数 二級登録経理試験合格者の数 研究開発の状況 研究開発費(2期平均) 建設機械の保有状況 建設機械の所有及びリース台数 国際標準化機構が定めた規格	5 3 3 5 (人) (人) (人) (本円) (本円)
監査の受審状況 公認会計士等の数 二級登録経理試験合格者の数 研究開発の状況 研究開発費(2期平均) 建設機械の保有状況 建設機械の所有及びリース台数 国際標準化機構が定めた規格 ISO9001の登録の有無	5 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1
監査の受審状況 公認会計士等の数 二級登録経理試験合格者の数 研究開発の状況 研究開発の状況 研究開発費(2期平均) 建設機械の保有状況 建設機械の所有及びリース台数 国際標準化機構が定めた規格 ISO9001の登録の有無 ISO14001の登録の有無	5 3

経営規模等評価の結果 総合評定値	(1) 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	田 こ 賞 本 語 及 び 利 品 語 数 値 点数	
経営規模等評価結果通知書総 合 評 定 値 通 知 書	電 話 番 号 資 本 金 額 完成工事高/売上高(%) 行 政 庁 記 入 欄	元請元 1 華 高 及 ひ 技 術 職 員 数 時点 1	「 o : 1 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
模式第二十五号の十二 (第十九条の九、第二十一条の四関係)		20	

報告基準該当項目報告書 建設業法施行規則第21条の6第4号の規定により、以下のとおり報告します。

令和 年 月 日

地方整備局長 北海道開発局長

 開発局長
 登録経営状況分析機関名

 知事
 <u>股</u>

E	申請者名	許可番号	審査基準日	該当項目	確認書類	確認結果等

(用紙A4) 経 営 状 況 分 析 結 果 報 告 書

建設業法施行規則第21条の9第1項の規定により、経営状況分析の結果を報告します。 令和 年 月 日

脊録経営状況分析機関名

国土交通大臣 殿 登録番号 結果 通知日 申申請者名号 審 可基準 印別 法人又は個の別 単独決算又は連結決算の別特 度 科 目 等 審査対象事業年度の 審査対象事業年度の 審査対象事業年度 審査対象事業年度 形金金金品産金用産金金金産)) 経 点 計計形金金債金用債金益)金債計))債計計計分計計高高高)価)失費益)用)

・売販営・営

[「]勘定科目等」の欄に記載した内容が建設業法施行規則第21条の6第2号の確認基準に該当する場合におけるその内容確認の結果については別紙による。

確認基準該当項目報告書

令和 年 月 日

登録経営状況分析機関名 登録番号

申請者名	許可番号	審査基準日	疑義項目	確認書類	確認結果等	報告先

建設業者監督処分簿

商	号)	又は	招	称						代表者氏名	
主所	たの	る所	営 在	業地							
許	可	Γi	番	号	国土交通大臣 知事	(般-)	第	号	許可を受けてい る建設業の種類	

2. 処分に関する事項

						
令和	年	月	処分を行つた者			
					該	账
った東安						
フに争夫						
る事項						
	令和	令和年のである。	令和 年 月	令和 年 月 処分を行つた者	令和 年 月 処分を行つた者	令和 年 月 処分を行つた者 該

様式第二十七号(第二十四条関係)

				7.=14-						第
				建設						
				業法						号
				第三						
				+						
				条第						
				設業法第三十一条第二項の規定による立入検査証						
				の規						
				定に						
				よっ						
				立 ス						
				検索					令 和	
				証						
									年	
	身八	所							月	
	分及び職	属部局課								
	職	局 課							日 交 付	
	名	名							付	
生	氏			-		BB		E-		ì
年			知		都	開発局	局長、	臣、	国土	
月			事		道 府	局長	北	地方整	交	
目	名		印		県	長又は	海道	整備	通大	

第三十一条 国土交通大臣は、建設業を営むすべての者に 対して、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で建設 報告を徴し、又は当該職員をして営業所その他営業に関 報告を徴し、又は当該職員をして営業所その他の物件を検査 させることができる。 させることができる。 おいては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の語があつたときは、これを呈示しなければならない。

3

当該職員の資格に関し必要な事項は、

政令で定める。

建設業法摘要

様式第一号(第一条関係)

日

登 録 申 請 書 (用紙A4) 登 公共工事の前払金保証事業に関する法律第四条第一項の規定により登録を 録 申請します。 番 号 令和 年 月 日 第 申請者 氏 名印 殿 国土交通大臣 号 商 号 資本金の額 令 取 締 役 及 てバ 監 査 役 \mathcal{O} 役 名 及 び 氏 名 和 年 月

	本店、支店その他の営業所の名称及び所在地									
名	称	所	在	地	電	話				
本	店									
支	店									
その	他の営業所									

備考 監査等委員会設置会社にあつては、「取締役及び監査役」を「取締役」 と、指名委員会等設置会社にあつては「監査役」を「執行役」とすること。

様式第二号 (第五条関係)

(用紙 A4)

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

会社名

代表者 氏 名印

令和 年度事業報告書

 第 期 自令和 年 月 日

 至令和 年 月 日

標記の事業年度が終了したから、公共工事の前払金保証事業に関する法律第23条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 事業の概要
- 2 保証契約等に関する事項

(前払金保証事業、金融保証事業及び前払金保証事業に付随する事業の事業別に 別表(1)及び(2)により記載すること。)

- 3 株主総会に関する事項
 - (株主総会招集の年月日、通知した事項及び決議した事項の概要等について記載 すること。)
- 4 取締役会に関する事項

(取締役会招集の年月日、決議した事項の概要等について記載すること。)

5 株主に関する事項

(別表(3)及び(4)により記載すること。)

- 6 経理の状況
 - (1) 比較貸借対照表

(別表(5)により記載すること。)

(2) 比較損益計算書

(別表(6)により記載すること。)

(3) 比較株主資本等変動計算書

(別表(7)により記載すること。)

(4) 比較注記表

(別表(8)により記載すること。)

(5) 付属明細表

(別表(9)から(21)までにより記載すること。)

備考

- 1 別表に記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
- 2 別表の作成に当たり該当事項がない場合においては、その旨を記載すること。
- 3 比較貸借対照表に掲げる「有価証券」の金額が資産の総額の 100 分の 1 以下である場合においては、別表(II)の作成を省略することができる。この場合においては、その旨を記載すること。

比 較 貸 借 対 照 表

期日	第 期(令	和年	月日)	第期(令	和年	月 日)
種別	金	額	構成比	金	額	構成比
資	産	T))	部		
	千円	千円	%	千円	千円	%
I 流 動 資 産						
現金及び預金	$\times \times \times$			$\times \times \times$		
受 取 手 形	$\times \times \times$			$\times \times \times$		
未 収 保 証 料	$\times \times \times$			$\times \times \times$		
未 収 入 金	$\times \times \times$			$\times \times \times$		
有 価 証 券	$\times \times \times$			$\times \times \times$		
短 期 貸 付 金	$\times \times \times$			$\times \times \times$		
前 払 費 用	$\times \times \times$			$\times \times \times$		
未 収 収 益	$\times \times \times$			$\times \times \times$		
繰 延 税 金 資 産	$\times \times \times$			$\times \times \times$		
そ の 他	$\times \times \times$			$\times \times \times$		
貸倒引当金	$\triangle \times \times \times$			$\triangle \times \times \times$		
流動資産合計		$\times \times \times$			$\times \times \times$	
Ⅱ 固 定 資 産						
1 有形固定資産						
建物	$\times \times \times$			$\times \times \times$		
構築物	$\times \times \times$			$\times \times \times$		
車 両 運 搬 具	$\times \times \times$			$\times \times \times$		
じゆう器備品	$\times \times \times$			$\times \times \times$		
土 地	$\times \times \times$			$\times \times \times$		
建設仮勘定	$\times \times \times$			$\times \times \times$		
そ の 他	$\times \times \times$			$\times \times \times$		
減価償却累計額	$\triangle \times \times \times$			$\triangle \times \times \times$		
有形固定資産合計		$\times \times \times$			$\times \times \times$	
2 無形固定資産						
借 地 権	$\times \times \times$			$\times \times \times$		
のれん	$\times \times \times$			$\times \times \times$		
そ の 他	$\times \times \times$			$\times \times \times$		
無形固定資産合計		$\times \times \times$			$\times \times \times$	
3 投資その他の資産						
投資有価証券	$\times \times \times$			×××		

1	 	1		l I
関係会社株式			×××	
借室保証金	×××		×××	
長期貸付金	×××		×××	
従業員長期貸付金	×××		×××	
関係会社長期貸付金	×××		×××	
繰延税金資産	$\times \times \times$		$\times \times \times$	
その他	×××		×××	
貸倒引当金	$\triangle \times \times \times$		$\triangle \times \times \times$	
投資その他の資産合計		×××		×××
固定資産合計		$\times \times \times$		$\times \times \times$
Ⅲ 繰 延 資 産				
創 立 費	$\times \times \times$		$\times \times \times$	
開業費	$\times \times \times$		$\times \times \times$	
開発費	$\times \times \times$		$\times \times \times$	
株式交付費	$\times \times \times$		$\times \times \times$	
社 債 発 行 費	×××		$\times \times \times$	
繰延資産合計		×××		×××
資 産 合 計		$\times \times \times$		$\times \times \times$
	l 債		部	
I 流 動 負 債				
I 流 動 負 債 支 払 備 金	×××		×××	
	××× ×××		××× ×××	
支 払 備 金				
支 払 備 金 責 任 準 備 金	×××		$\times \times \times$	
支 払 備 金 責 任 準 備 金 支 払 手 形	××× ×××		$\times \times $	
支 払 備 金 責 任 準 備 金 支 払 手 形 短 期 借 入 金	××× ××× ×××		××× ××× ×××	
支 払 備 金 責 任 準 備 金 支 払 手 形 短 期 借 入 金 未 払 金	××× ××× ××× ×××		× × × × × × × × ×	
支 払 備 金 責 任 準 備 金 支 払 手 及 短 期 借 入 金 未 払 費	××× ××× ××× ×××		× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	
支 払 備 金 金 金 金 金 形 金 金 形 金 金 形 金 金 用 等	××× ××× ××× ×××		× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	
支抵備等入海海人金金形金金用等债	××× ××× ××× ××× ×××		× × × × × × × × × × × × × × ×	
支援大组件,从为人金金金形金金用等债金金形金金用等债金	××× ××× ××× ××× ×××		× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	
支責支短未未未繰前預払準手入が投入を金のののでは、おりのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	××× ××× ××× ××× ××× ××× ×××		× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	
支責支短未未未繰前預前払進・金金形金金用等債金金金	××× ××× ××× ××× ××× ××× ×××		× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	
支責支短未未未繰前預前賞払任払期払法税受り引出任払期払法税受り引引を金金形金金用等債金金益金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金	××× ××× ××× ××× ××× ××× ××× ×××	×××	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	×××
支責支短未未未繰前預前賞そ動払任払期、払法税受り、引の債備が手入、機の受り、引の債が、対法税の受り、引の債が、対法税の受り、引の債が、対策を金組を金組のでは、対策をは、対策をは、対策をは、対策をは、対策を	××× ××× ××× ××× ××× ××× ××× ×××	×××	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	×××
支責支短未未未繰前預前賞そ動揺 借払 費人金 の 当 合負 が の し の し の し の し の し の し の し し の し	××× ××× ××× ××× ××× ××× ××× ×××	×××	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	×××
支責支短未未未繰前預前賞そ動は、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	××× ××× ××× ××× ××× ××× ××× ××× ××× ×××	×××	××× ××× ××× ××× ××× ××× ××× ××× ×××	×××
支責支短未未未繰前預前賞そ動 社長払 は が の の の しゅっと り 引の債 借備 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	<pre></pre>	×××	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	×××
支責支短未未未繰前預前賞そ動は、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	<pre></pre>	×××	××× ××× ××× ××× ××× ××× ××× ××× ×××	×××

退職給付引当金	$\times \times \times$			$\times \times \times$		
負ののれん	$\times \times \times$			$\times \times \times$		
そ の 他	$\times \times \times$			$\times \times \times$		
固定負債合計		$\times \times \times$			$\times \times \times$	
負 債 合 計		$\times \times \times$			$\times \times \times$	
純	資	産	の	部		
I 株 主 資 本						
1 資 本 金		$\times \times \times$			$\times \times \times$	
2 新株式申込証拠金		$\times \times \times$			$\times \times \times$	
3 資 本 剰 余 金						
資 本 準 備 金	$\times \times \times$			$\times \times \times$		
その他資本剰余金	$\times \times \times$			$\times \times \times$		
資本剰余金合計		$\times \times \times$			$\times \times \times$	
4 利 益 剰 余 金						
利 益 準 備 金	$\times \times \times$			$\times \times \times$		
その他利益剰余金						
···· 準備金	$\times \times \times$			$\times \times \times$		
····積立金	$\times \times \times$			$\times \times \times$		
繰越利益剰余金	$\times \times \times$			$\times \times \times$		
利益剰余金合計		$\times \times \times$			$\times \times \times$	
5 自己株式		$\triangle \times \times \times$			$\triangle \times \times \times$	
6 自己株式申込証拠金		$\times \times \times$			$\times \times \times$	
株主資本合計		$\times \times \times$			$\times \times \times$	
Ⅱ 評価・換算差額等						
1 その他有価証券評価差		$\times \times \times$			$\times \times \times$	
額金						
2 繰越ヘッジ損益		$\times \times \times$			$\times \times \times$	
3 土地再評価差額金		$\times \times \times$			$\times \times \times$	
評価・換算差額等合計		$\times \times \times$			$\times \times \times$	
Ⅲ 新 株 予 約 権		$\times \times \times$			$\times \times \times$	
純 資 産 合 計		×××			$\times \times \times$	
負債純資産合計		×××			$\times \times \times$	

備考

- 1 「流動資産」、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「投資その他の資産」の「その他」に属する資産でその金額が資産の総数の 100 分の 1 を超えるものについては、 当該資産を明示する科目をもつて記載すること。
- 2 備考1は、負債の部の記載に準用する。
- 3 法第16条第3号(前払金保証事業以外の事業にあつては別表(15)備考3分)による

支払備金で、流動負債の部又は固定負債の部に計上することが適当でないものは、固定負債の部の次に別の区分を設けて記載すること。この場合においては、同号(前払金保証事業以外の事業にあつては別表(L5)備考3分)によるものである旨の注記をすること。

比較損益計算書

期間		月 日 第 期 自令和 年	月日
	至 <mark>令和</mark> 年	月日日至令和年	月日
種別	A +T	T // 11 A +T	- 011
科目	金額	百分比 金額	百分比
	千円 千円	% 千円 千円	%
営 業 収 益			
1 収入保証料	×××	×××	
2 支払備金戻入	×××	×××	
3 責任準備金戻入	×××	×××	
4 そ の 他	××× ×××	××× ×××	
営 業 費 用			
1 保証債務弁済	×××	×××	
2 支払備金繰入	×××	×××	
3 責任準備金繰入	×××	×××	
4 事業経費			
役 員 報 酬	×××	×××	
給料 手当	×××	×××	
退職金	×××	×××	
福利厚生費	×××	×××	
事務費	×××	×××	
旅費通信費	×××	×××	
地代家賃	×××	×××	
協会費諸会費	×××	×××	
租税公課	× × ×	×××	
減価償却費	× × ×	×××	
その他	×××	×××	
事業経費合計	* * * * * * *	x x x x x x	
営業利益(営業損失)	×××	×××	
営業外収益 1受取利息			
1 受 取 利 息 2 有価証券利息	× × ×	× × ×	
3 受取配当金	× × ×	× × × × ×	
4 有価証券売却益	× × × ×	× × ×	
5維収入	× × × × × × ×		
当			
1 支払利息及び割引料	×××	×××	

2	社	債	利	息	×	×	×			×	×	×				
3	創	立	償	却	×	×	×			×	×	×				
4	開	業 費	償	却	×	×	×			×	×	×				
5	開	発 費	償	却	×	×	×			×	×	×				
6	株式	交 付	費償	却	×	×	×			×	×	×				
7	社 債	発 行	費償	却	×	×	×			×	×	×				
8	有 価	証 券	売 却	損	×	×	×			×	×	×				
9	雑	支		出	×	×	×	×	××	×	×	×	×	×	×	
経常	有利益	(経常	損失)					×	××				×	×	×	
特	• •	剖	利	益												
1	前期	損益	修正	益	×	×	×			×	×	×				
2	固定	資産	売 却	益	×	×	×			×	×	×				
3	そ	の		他	×	×	×	×	××	×	×	×	×	×	×	
特	5 5	訓	損	失												
1	前期	損益	修正	損	×	×	×			×	×	×				
2	固定	資 産	売 却	損	×	×	×			×	×	×				
3	災害	にょ	る損	失	×	×	×			×	×	×				
4	そ	の		他	×	×	×	×	××	×	×	×	×	×	×	
税引	前当	期純利	益(当	期				×	× >				×	×	×	
純損	美失)															
法人	、税、信	民税及	なび事業	鯏	×	×	×			×	×	×				
法	人 税	等:	調 整	額	×	×	×	×	××	×	×	×	×	×	×	
当其	月純利語	益(当其	明純損	失)				×	××				×	×	×	

備考

- 1 「百分比」の欄には、大科目について、「収入保証料」を 100 とした百分比を記載すること。
- 2 「営業収益」の「その他」に属する収益でその金額が「営業収益」の総額の 10 分の 1 を超えるものについては、当該収益を明示する科目をもつて記載すること。
- 3 備考2は、「事業経費」の「その他」に属する経費、「雑収入」に属する収益及び「雑支出」に属する費用並びに「特別利益」の「その他」に属する利益及び「特別損失」の「その他」に属する損失の記載に準用する。

別表第(7)

##

輝

靊

変

继

₩

資

刑

茶

崧

丑

			純資産合計		千田	× × ×		× × ×	\times \times \times	× ×	× ×		× × ×	×××	×××				純資産合計	H ∃	- × - × ×		×	\times \times \times	× × ×	× × ×		× × ×	×××	× × ×
			新株予約一、権		千円	× × ×							× × ×	× × ×	× × ×				新株子約 権	H H	- × - ×							× × ×	× × ×	× ×
	美		評価・換 算差額等	· 油	千円	× × ×							× × ×	× × ×	× × ×]禁		評価・換 算差額等 合計	H H	- × - ×							× × ×	× × ×	× × ×
	・換算差額等		繰延ヘッ		千円	× × ×							× × ×	× × ×	× × ×		評価・換算差額等		総に が 道 が	H H	- × - ×							× × ×	× × ×	× × ×
	評価		その他有価証券評		千円	× × ×							× × ×	× × ×			聖世		その他有 価証券評 価差額金	\ ∃	- × - ×							× × ×	× × ×	× × ×
#			株主資本		千円	× × ×		× × ×	\times \times \times	× ×	×××			× × ×	× × ×				株 中 中 計	H H	- × - ×	,	× ×	\times \times \times	× × ×	× × ×			× × ×	× × ×
			自己株式		千円	\times \times \wedge					×××			× × ×	\times \times \times				自己株式	\ ∃	×-× × <					× × ×			× × ×	$\times \times \times \times \triangle$
K K	*		利益剰余	4	千円	× × ×			\times \times \times	×××				× × ×	× × ×		Ħ		利益剰余金合計	H H	- × - ×			\times \times \wedge	×××				× × ×	× × ×
ţ		余金	益剰余金 編書記述	秦 是 是 等 等 等	千円	× × ×			$\times \times \times \times$	×××				× × ×	× × ×]余金	益剰余金 繰越利益 剰余金	H H	- × - ×			\times \times \times	×××				× × ×	× × ×
Ľ(資	利益剰	の他利		十円	× × ×									× × ×			利益剰	その他利 ・・・積 立金	十	- × - × ×									$\times \times \times \times$
	井		利益準備	· 	千円	× × ×			× ×					× × ×	× × ×	(H	H		利益準備金	\ ∃	- × - ×			× ×					× × ×	× × ×
年		余金		金合計	千円	× × ×		× ×						× × ×	× × ×	年月		余金	資本剰余 金合計	\ ∃	- × - ×		× × ×						× × ×	× × ×
至令和	株	剰		本剰余金	千円	× × ×									× × ×	至合和	茶	承	その他資本剰余金	H ⊞	- × - × ×									$\times \times \times \times$
Я Н		資本		· ·	十円	× × ×		× × ×						× × ×	× × ×	日 日		資本	資本準備 金	H H	- × - × ×		× × ×						× × ×	$\times \times \times \times$
<u></u>			管 木 余		十 円	× × ×		× × ×						× × ×	× × ×] 年			資本金	Н	- × - ×		× ×						× × ×	× × ×
期 自令和						当期首残高	変動額	新株の発行	剰余金の配当	当期純利益	己株式の処分		株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	当期変動額合計	当期末残高	期 自令和					当期首残高	当期災期額	新株の発行	剰余金の配当	当期純利益	己株式の処分		株主資本以外の 項目の当期変動 額(絋額)	期変動額合計	当期末残高
(無						A11	当期多	新	剰	無	Ē	•	<u>茶</u> 面 額	新無	/III	_無 7	 					当期》	新作	華	無	Ē	•	<u> </u>	黑泽	<111

別表 8

記 比 較 注 第 期 第 期 自 令和 年 月 日 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 令和 年 月 日 日 継続企業の前提に重要 注 1 な疑義を抱かせる事象 又は状況 2 重要な会計方針 3 会計方法の変更 4 表示方法の変更 5 会計上の見積りの変更 6 誤謬の訂正 7 貸借対照表関係 8 損益計算書関係 9 株主資本等変動計算書 関係 10 税効果会計 11 リースにより使用する 固定資産 12 金融商品関係 13 賃貸等不動産関係 14 関連当事者との取引 15 一株当たり情報 16 重要な後発事象 17 連結配当規制適用の有 無 18 その他

備考

1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株	式 会	社
	会計監査人	会計監査	
	設置会社	公開会社	株式譲渡制
	WEAL		限会社
1 継続企業の前提に重要な疑義を抱			
かせる事象又は状況		×	×
2 重要な会計方針	0	0	0
3 会計方法の変更	0	0	0
4 表示方法の変更	0	0	0

5	会計上の見積りの変更	0	×	X
6	誤謬の訂正	0	0	\circ
7	貸借対照表関係	0	0	×
8	損益計算書関係	0	0	×
9	株主資本等変動計算書関係	0	0	0
10	税効果会計	0	0	×
11	リースにより使用する固定資産	0	0	×
12	金融商品関係	0	0	×
13	賃貸等不動産関係	0	0	×
14	関連当事者との取引	0	0	×
15	一株当たり情報	0	0	×
16	重要な後発事象	0	0	×
17	連結配当規制適用の有無	0	×	×
18	その他	0	0	0

【凡例】○…記載要、×…記載不要

- 2 注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。
- 3 貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載すること。
- 4 注に掲げる事項の記載に当たつては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従って記載すること。
 - 注1 事業年度の末日において財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破 綻の可能性その他会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提に重要な疑義を 抱かせる事象又は状況が存在する場合、当該事象又は状況が存在する旨及びその 内容、重要な疑義の存在の有無、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するた めの経営者の対応及び経営計画並びに当該重要な疑義の影響の貸借対照表、損益 計算書、株主資本等変動計算書及び注記表への反映の有無を記載すること。
 - 注2 次に掲げる項目に区分して記載すること。ただし、重要性の乏しいものは、記載を要しない。
 - ① 資産の評価基準及び評価方法
 - ② 固定資産の減価償却の方法
 - ③ 引当金の計上基準
 - 4 収益及び費用の計上基準
 - り その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表作成のための基本となる重要な事項
 - 注3 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社にあつては、⑤ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。
 - ① 当該会計方針の変更の内容
 - ② 当該会計方針の変更の理由

- ③ 遡及適用をした場合(④又は⑤に該当する場合を除く。)には、次に掲げる事項
 - イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目 に対する前事業年度における影響額
 - ロ 前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額
- ④ 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合には、次に掲げる事項
 - イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目 に対する当事業年度における影響額
 - ロ 当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額
 - ハ 前事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定すること が実務上不可能な理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始 時期
- ⑤ 当事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつ た場合には、次に掲げる事項(当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更 と区別することが困難なときは、口に掲げる事項を除く。)
 - イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目 に対する影響額
 - ロ 当事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期
 - ハ 当該会計方針の変更が当事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記する ことが適切であるときは、当該事項
- 注4 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示 方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事 項は、記載を要しない。
 - ① 当該表示方法の変更の内容
 - ② 当該表示方法の変更の理由
 - ③ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に 係る前事業年度における金額
- ④ 前事業年度における表示方法の変更が実務上不可能な場合には、その理由 注5 会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重 要性の乏しい事項は、記載を要しない。
 - ① 当該会計上の見積りの変更の内容
 - ② 当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計 算書及び注記表の項目に対する影響額
 - ③ 当該会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益 に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項
- 注6 誤謬の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏

しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該誤 謬 の内容
- ② 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する前事業年度における影響額
- ③ 前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額
- 注7 次に掲げる項目に区分して記載すること。
 - ① 資産に係る引当金の金額を直接控除した場合における各資産の資産が項目別 の引当金の金額
 - ② 資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合における各資産の資産項目別 の減価償却累計額
 - ③ 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
 - ④ 保証債務、手形訴求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び 金額

保証債務、手形遡求債務、損害賠償義務等(負債の部に計上したものを除く。) の種類別に総額を記載すること。

- り 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- 6 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に 対する金銭債及び金銭債務

総額を記載するものとし、取締役、監査役又は執行役別の金額は記載することを要しない。

⑦ 親会社株式の各表示区分別の金額

貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。

- 注8 関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引 高の総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- 注9 次に掲げる項目に区分して記載すること。
 - ① 事業年度末日における会社が発行する株式の種類及び数
 - ② 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
 - ③ 事業年度末日における自己株式の種類及び数
 - 4 事業年度中に行つた剰余金の配当
 - ① 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額
 - ② 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額(当該 剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合にあつては、当該 時価を付した後の帳簿価額)の総額

配当を実施した回ごとに、配当総額、一株当たりの配当額及び配当原資について記載すること。

6 事業年度の末日後に行う剰余金の配当

事業年度末日後、定時株主総会により決議した剰余金の配当までを記載すること。

- 6 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数注 10 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載すること。
- 注 11 ファイナンス・リース取引(リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件(当該リース契約により使用する物件をいう。)の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。)の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行つていない固定資産について、定性的に記載すること。
- 注 12 次に掲げる項目に区分して記載すること。ただし、重要性の乏しいものは、 記載を要しない。
 - ① 金融商品の状況
 - 2 金融商品の時価等
- 注 13 次に掲げる項目に区分して記載すること。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。
 - ① 賃貸等不動産の状況
 - ② 賃貸等不動産の時価
- 注 14 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第 112 条の規定に従い注記すること。
- 注15 次に掲げる項目に区分して記載すること。
 - ① 一株当たりの純資産額
 - ② 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

株式会社が当事業年度又は当事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、前事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して①及び②に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載すること。

- 注 16 会社計算規則第 158 条第 4 号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨 を記載すること。
- 注 17 注 1 から注 17 に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

ができる。

洲 日交付 巾 令性 件 Щ

国土交通大臣の印

公共工事の前払金保証事業に関する法律第 二十四条第二項の規定による実地検査証

雖则

氏 岔

年 月 日生

公共工事の前払金保証事業に関する法律抜すい 第二十四条 国土交通大臣は、第一条の目的を達成するた め必要があると認めるときは、保証事業会社に対しその 行う事業に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は その職員をして当該保証事業会社の業務若しくは財産の 状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること

2 前項の職員は、同項の規定により検査する場合におい

ては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があ るときは、これを呈示しなければならない。

る 第一項の検査の権限は、犯罪捜査のために認められた ものと解釈してはならない。

81

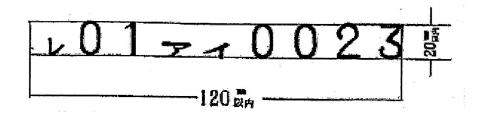
建設機械 打刻 申請書

(用紙A4)

	この	申請書は	こよ	り建設	機械:	抵当法	去第	四条	によ	る	打 刻検 認]	の申詞	清をしる	ます。								手数料を証 紙で納入す
	この目	申請書の	記載	事項に	事実に	相違	ありま	ませ/	υ.														る場合には この欄に証
		令和		年	月	日					申請人			又 は り が							ED		紙をはること。
		知事	殿										事務	又は主 所の所 り が	在地								
							1						` -										
建意の	殳 機 名	械 称					打 (核	? 彰認	別の申	さ iii	れ 青の場	合	た に 記	記 載 す	号 る)								
型		式					製	造	者:	名						原			及 出				
							製	造	年,	月							製	造	者	名			
							製	造	番	号						動	製	造	年	月			
							自動	車到	養録番	号						機	製	造	番	号			
仕							建	設札	幾 械	Ø	所在	地			LI CONTRACTOR OF THE PROPERTY								
											前所有	者の	の氏名	3又は	名称								
144							の .		の取得 及り	7 1	前 所 有主たる	事	もの ′ 務 所	主所の所	又 は 在 地								
様											売 買、合 併	贈	事与等	、相 の	続 別						年月日		
									美法	に	許可	ij	年	月	田								
							よ	る 	許		許	可		番	号								
							主 <i>†</i>	こる	営業	所	の所在	地											
						折											線						
	打刻 検認	した記号												丁刻 (の年月	日		4	令和		年	月	日

- 申請人が個人企業者の場合には当該企業者の氏名及び住所を記入の上押印し、法定代理人又は支配人があるときは、その者の氏名を記入の上押印すること。申請人が会社又は組合等の場合には、当該会社又は組合等の名称及び主たる事務所の所在地を記入の上代表者の氏名を記入し押印すること。
- 「建設機械の名称」欄には、当該建設機械の建設機械抵当法施行令(昭和二十九年政令第二百九十四号)別表の名称欄に掲げる 名称を記入すること。
- 3 「打刻された記号」欄には、検認の場合に記入するものとし、当該記号の数字はアラビヤ数字をもつてすること。
- 「原動機」欄は、原動機を有する場合に記入すること。同欄中「種類及び定格出力」の種類には、電動機、石油機関、ガソリン機関、 ディーゼル機関又は蒸気機関等の別を記入すること。
- 5 「自動車登録番号」欄は、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)による自動車登録番号を有する場合に記入すること。 6 「」欄は、申請人は記入しないこと。

別記様式第二号



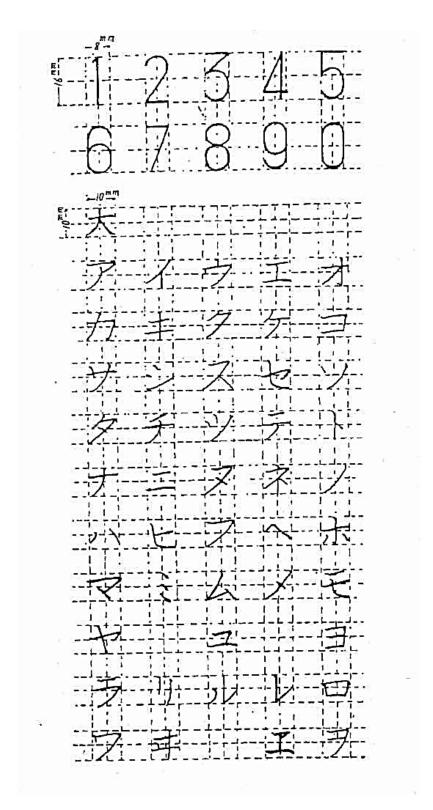
備考

- (1) 打刻の様式は、図示の例によること。
- (2) 図示の例でV01は打刻をした年の表示で、例えば $\frac{1}{2}$ 和元年はV01と、 $\frac{1}{2}$ 和 2年は $\frac{1}{2}$ 02と表示すること。
- (3) 図示の例で記号のアは、打刻の際の申請人の主たる営業所の所在する都道府県を表示する。
- (4) 図示の例で記号のイは、打刻をした者を表示する。
- (5) (3)における都道府県及び(4)における打刻をした者は下表の左欄の国土 交通大臣並びに都道府県及び都道府県知事を右欄の記号により表示すること。

国 土 交 通 大 臣	大
北海道・北海道知事	
青森県・青森県知事	アイ
岩手県・岩手県知事	ウ
宮城県・宮城県知事	エ
秋田県・秋田県知事	オ
山形県・山形県知事	カ
福島県・福島県知事	キ
茨城県・茨城県知事	ク ケ
栃木県・栃木県知事	ケ
群馬県・群馬県知事	コ
埼玉県・埼玉県知事	サ シ ス
千葉県・千葉県知事	シ
東京都・東京都知事	ス
神奈川県・神奈川県知事	セ
新潟県・新潟県知事	ソ
山梨県・山梨県知事	タ チ
長野県・長野県知事	チ
富山県・富山県知事	ツ
石川県・石川県知事	ツ テ ト
岐阜県・岐阜県知事	ト
静岡県・静岡県知事	ナ
愛知県・愛知県知事	Ξ
三重県・三重県知事	ヌ

福井県・福井県知事ネ	
滋賀県・滋賀県知事	
滋賀県・滋賀県知事 ノ 京都府・京都府知事 ハ	
大阪府・大阪府知事 ヒ 兵庫県・兵庫県知事 フ 奈良県・奈良県知事 へ	
和歌山県・和歌山県知事 ホ	
鳥取県・鳥取県知事マ	
鳥取県・鳥取県知事マ島根県・島根県知事ミ岡山県・岡山県知事ム	
岡山県・岡山県知事 ム	
広島県・広島県知事メ	
山口県・山口県知事 モ	
徳島県・徳島県知事	
香川県・香川県知事 ユ	
愛媛県・愛媛県知事ヨ高知県・高知県知事ラ	
高知県・高知県知事 ラ	
福岡県・福岡県知事 リ	
佐賀県・佐賀県知事ル	
長崎県・長崎県知事 レ	
熊本県・熊本県知事ロ	
大分県・大分県知事ワ	
宮崎県・宮崎県知事 ヰ	
鹿児島県・鹿児島県知事 ヲ	
沖縄県・沖縄県知事 ヱ	

- (6) 図示の例で0023は、打刻の番号であつて、打刻の番号が一けたのときは十位、百位及び千位にあたる位置に、二けたのときは百位及び千位にあたる位置に、三けたのときは千位にあたる位置に0を打刻すること。
- (7) 数字及びアイ等の記号の様式は、下図によること。



別記樣式第三号

建設機械打刻証明書

(用紙A4)

卟													
											Ш		
証 第													
ξŢ											月		岀
丰中													
明番											年		
付											된		
证交											令和		
	は地	计	俎	月	中	力	加	月	中	마	Ш		
	有 者 の 住 所 又 たる事務所の所在					種類及び定格出力	押	年	細	細	月		
	注 所 所の1		神	井	細	び定				錄	中		
	の 事務月		#n)	#n)	#n)	類及	识	明	识	中四	9		知事
	手 者: : る事		則	职	卾		默	ᇓ	離	動耳	ച		
	所主た	탪	飘	ᇓ	သ	<u>[</u>	É 4		X .	Ⅲ	ĮΙ		
													Ш
	1 称	称									中	, 00	m.
	は谷	俎									弫	正明词	日
	召区	6									た	ちり記	卅
	者の氏名又は名称	幾 械									J	カとこ	모
	早 0	設 機									刻	上記のとおり証明する。	令和
	所有:	軍			‡	<u> </u>	#	茶			Ĺŧ		

別記樣式第四号

建設機械打刻検認証明書

(用紙A4)

					证次	明付番	書 写 打検証第	第一号
者の氏名又は名称	所 有 主たる	: 有 者 の ′ : たる事務F	住 所 又 所の所在	く 在 佐地				
設機械の名称	型			计				
	蘥	県	种	俎				
	馣	卾	年	月				
	蘥	県	細	마				
		種類及	種類及び定格出力	出力				
		製造	和	加				
		製造	手	月				
	聚	製造	細	叩				
	傾 貝	四曲	録番	卟				
認 し た 記 号	検認	6	年 月	Ш	令和	卅	日	Ш
上記のとおり証明する。								
令和 年 月 日		A	知事				岳	

建設機械に関する変更届

(様式A4)

																		(130)	267 (+)
下記	,თ გ	≤お	り変	更	した	から	建設	没機械	氏当	当法方	拖行 令	第	+.	二条第	有一項	第一号	₹σ.)規定により届出	はます。
4	和		年		月		日												
								届出	人比	, E	5名3	スに	乜	称					印
										(,	ふりが	な)							
										住	主所ス	スに	注	たる					
										Ę	事務所	沂 σ)所	在地	ļ				
										(,	ふりが	な)							
										3	建設業	ξ σ.	許	可番	:号				
国土	_交	通大	臣	(00		00	殿											
											÷	記							
1-	+.1		1			=-								-n 1/	4_1 44		T L		
打	刻	さ	71	<u>ا</u>	た	記	号						建	設税	幾 械	の名	柳		
亦	=	更 更	σ	`	事	<u> </u>	項			変	更	(の	内	容			亦再の東山及	が年日ロ
変	5	Ł	σ,	,	寻	₽	垻	変	3	更	前			変	更	後		変更の事由及	ひ年月日
型							式												
仕							様												
	種		類		及		び												
原	定		格		出	I	力												
動	製		造		者	-	名												
機	製		造		年		月												
1/20	製		造		番	:	号												
自	動	車	登	<u>ķ</u>	録	番	号												
建	設	機	械	の	所	在	地												
	建	設業	美の	許	F可:	年月	日												
所	建	設	業(カ	許可	订番	: 号												
	氏	名	又	ζ	は	名	称												
有						<i>t</i> :													
者	事	務				在	-												
	主所	た	る	営在		所	の 地												

- 1 届出人が個人企業者の場合には当該企業者の者の氏名及び住所を記入の上押印し、法定代理人又は支配人があるときは、その者の氏名を記入の上押印すること。 届出人が会社又は組合等の場合には、当該会社又は組合等の主たる事務所の所在地を記入の上代表者の氏名を記入し押印すること。
- 2 「建設機械の名称」欄には、当該建設機械の建設機械抵当法施行令(昭和二十九 年政令第二百九十四号)別表の名称欄に掲げる名称を記入すること。
- 3 「変更の内容」欄には、変更した事項のみ記入すること。

建設機械滅失

(用紙A4)

	滅 失 解 体	しましたから建設機械抵当法施行令第十二条第一項第二号の	
規定により届出し	ます。		
令和 年	月	日	
		申請人 氏名又は名称 印 (ふりがな)	
		住所又は主たる 事務所の所在地	
		(ふりがな)	
		建設業の許可番号	
国土交通大臣		殿	
		記	
打刻された記号		建設機械の名称	
滅失 の 事 由			
滅失 の年月日	平成	年 月 日 滅失 の場所	
届出当時の状態		•	

- 1 申請人が個人企業者の場合には当該企業者の氏名及び住所を記入の上押印し、法定代理人又は支配人があるときは、その者の氏名を記入の上押印すること。申請人が会社又は組合等の場合には、当該会社又は組合等の名称及び主たる事務所の所在地を記入の上代表者の氏名を記入し押印すること。
- ² 「建設機械の名称」欄には、当該建設機械の建設機械抵当法施行令(昭和二十九年政令第二百九十四号)別表の名称欄に掲げる名称を記入すること。

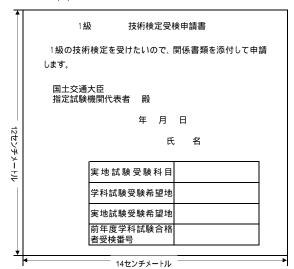
建設機械取得届

(用紙A4)

下記	このとお	り建設権	機械を	取得した	からぬ	建設機	械抵	当法	施行令第十二条第	第二	項の	規定	により	届出	出します。
	令和	年	月	日											
							j	届出.	人 氏名又は名称	你					ED
									(ふりがな)						
									住所又は主が 事務所の所で						
									事 物がな) (ふりがな)	⊥ ≁ ເ					
	国土交	诵大臣			殿				(131.713.62)						
		A27(II			<i>///</i>			盲	7.						
打多	引され	た記号	.[н	建設機械の名	3 称					
形	., _ , ,	 式			製		者	名	2 1/2 1/2 1/2	4 13		1万7岁	定格员	Н力	
// <i>/</i>			<u>′1</u>		製		<u></u> 年	 月		原	製	造	者	名	
										動	_		 年		
					製	造	番	号		機	製			月	
					自重	功車3	登録 翟	番号			製	造	番	号	
仕					建設	段機械	の所	在地			•				
									前所有者の氏	(名					
									又 は 名	称					
					所有	与権 の	の取る	导の	前所有者のは	È所					
									又は主たる事	⋾務					
					原区	因及で	び年月	月日	所 の 所 在	地					
									売買、贈与、	相					
様									続、合併等の) 別			年月	H	
					届占	出人の	ひ建言	2 業	許 可 年 月	日					
					法	にょ	る評	可	許 可 番	号					
					主	たる	営	業月	斤の所在地						

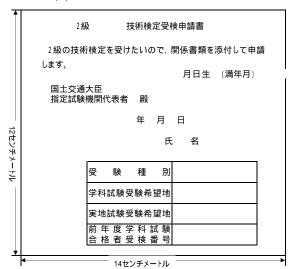
- 1 届出人が個人企業者の場合には当該企業者の氏名及び住所を記入の上押印し、法定代理人又は支配人があるときは、その者の氏名を記入の上押印すること。届出人が会社又は組合等の場合には、当該会社又は組合等の名称及び主たる事務所の所在地を記入の上代表者の氏名を記入し押印すること。
- 2 「建設機械の名称」欄には、当該建設機械の建設機械抵当法施行令(昭和二十九年政令第二百九十四号)別表の名称欄に掲げる名称を記入すること。
- 3 「原動機」欄は、原動機を有する場合に記入すること。同欄中「種類及び定格出力」の種類には、電動機、石油機関、ガソリン機関、ディーゼル機関又は蒸気機関等の別を記入すること。
- 4 「自動車登録番号」欄は、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)による自動車登録番号 を有する場合に記入すること。

様式第1号(イ)



	_																										
Î					履		歴	Ē	E.	Ē						受标番号	険号]
	ıs	`	IJ		が		な																				
	E	ŧ					名									台 E 和			月	日	生	三(清	青	年	月)	
	本					Í	諳																				
	玥	Į		住		I	斩		(₹)												(電記	舌)
14:	勤	b		務		:	先		(部)	課	まて	記	λ	თ ī	٤)											
センチ	勤	粉	3 4	ē F	斤 7	Ξ	地		(〒)												(1	電話	£)
14センチメートル	受	検	資	格	に	直	接	学	校	名	学	部	. :	学	科	在 (作	多		期年			制業		旧修		の の	
	関学															年] ~ 年	年月	月)					日制 修了		
	つ	前	の	学	歴											年			年月						日制 修了		
	試	験	免	除	に	直	接	名	称		合	験格許	l 1	たを	F F	日	又	は				備			考		
	関験		<i>0</i> 検				試許																				
<u></u>	受る						す数		年		月	(-	うち	5指	導!	監督	圣	勺 美	務	経験	年	数		年	F)	
	-										_ 1	6セ	ン	チメ	-	ル	-										-

樣式第1号(口)



_																								
Ī					履		歴	Ē	票	Ē					受番	検 号								
	ıs	١	IJ		が		な																	
	K	;				:	名							大		平成 令和		月	日	生	(満	年	月)
	本	;				Í	諳																	
	玥	ļ		住		J	斩		(₹)											(電	話)
14-	勤	J		務		:	先		(部	課	まで	記)	\σ.	ات	:)									
センチ	勤	了矜	8 #	ŧβ	斤 7	Ξ	地		(₹)											(電記	舌)
14センチメートル	受	検	資	格	に	直	接	学	校	名	学	部 .	学	科	在 ('	修業	美 全			新卒		・旧・修		の 別 の 別
1	関学														年		~ =	年 月)	月			制・業・		
	つ	前	の	学	歴										年	, ,		年 月)	月			制・業・		
	試	験	免	除	に	直	接	名	称		合材	各し	た	年	月 E	定日日	は			1	뷲		考	
	関験	係.				る 免	試許																	
	受検実	種	別	ات		ਰ				検 F	種月	目		年	 	年月		年	月	年		別年	■	年月
	•		,,,			_				_		セン	ノチ	· , –									- 1	

	様式第	32号(イ)														
				1	級 技	術 検	定実	務経	験 証	明 書						
		下記の	受検申請者の第	ミ務経験の内容	がは、下記	ව්ගද්න	りである	ことを証明	月します。							
		国土交	逐通大臣 ば験機関代表者	殿	年	月	日			証明者		会社 所	比又は事 在	■業所名 地		
		担任可	杨兴(茂)天川 (北)日		+	h	н						111	包包	,	
												職氏		名 名	1	(EI)
			_			明	治 平成		_							
受	検	氏名	á		生年月	甘太昭	正 令和和	年	月	日生	証明	者との	関係			
-	±± +⁄	+ 21	T		I		<u> </u>		TE	/ + ==						
甲	請者	本 籍							現	住 所		•				
	革力系	95年名	勤務先所在均	 池 所属(音	収 無 夕)	在職期	間中の	受検種目	に関す	る実務経験	の内容	在職期	間中の受	を検種目に	に関する実務	務経験年数
	主儿们	カルロ	まがかプロアハ1エク		iPm木口)	工事	種別	工事	内容	従事した	た立場	年	月~	年 月	年	ヶ月
													~	•		
117												·	~	•		
安検																
受検種目													~	•		
目に																
関													~	•		
す																
る宝													~	•		
実務経																
経験													~	•		•
映																
													~	•		•
													~			
			I.					- 4 +1		I						
						実務経	験年数	の合計								
															1	
					上記実	務経験	のうち指	導監督的	的実務経	験の内容						
	當出	務先名	所属(部課名)	工事名	双	注者名		工事工期		指導監	督的実	務経験	の内容	F	指導監 実務経	
	主儿	カカルロ	7月周(印林石)	上 サロ	71	5/ T H T		~年月(年	ヶ月)	工事種別	工事	内容	地位	·職名	年月~年月	

L		1		こ 美務経験の	うち指導監督的実務	強いの内谷			1 16:	* =- 1	E o A
	勤務先名	所属(部課名)	工事名	発注者名	工事工期		督的実務経験	の内容		尊監督 経験	
L					年月~年月(年ヶ月)	工事種別	工事内容	地位·職名	年月~	年月(年
	あなたが担当し	た業務の具体的な	p内容 (工程管理·l	品質管理·安全	管理等の具体的内容)					
					· ~ · (· ·)				. (~)
-					· ~ · (· ·)				. (~	
					· ~ · · (· ·)				. (~)
					· ~ · (· ·)				. (~)
			指導	監督的実務経	験年数の合計				(

- 記載要領
 1 「所属(部課名)」の欄は、建設部、工事部、工務課、技術課 等、具体的に記入すること。
 2 「工事種別」の欄は、受験する種目に応じて、以下のように具体的に記入すること。
 建設機械施工:河川工事、道路工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事 等
 土木施工管理:河川工事、道路工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事 等
 建築施工管理:建築一式工事、大工工事、鉄筋工事、左官工事 等
 電気工事施工管理:構内電気設備工事、発電設備工事、変電設備工事、送配電線工事 等
 管工事施工管理:冷暖房設備工事、冷凍冷房設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事等
 電気通信工事施工管理: 行線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、放送機械設備工事等
 電気通信工事施工管理: 公園工事、道路緑化工事、屋上緑化工事 等
 3 「従事した立場」の欄は、現場代理人、主任技術者、施工監督、工事主任 等、具体的に記入すること。

様式第2号(口)

								検定実			明書						
		ト記 国二 指気	dの対 上交道 定試馬	受検申請者の実務経 通大臣 乗機関代表者 般	験の内谷	年	のとる 月	おりであるさ 日	ことを証明	します。	証明者		会社又 所 職 氏	は事 在	業所名 地 名 名		ED
受	検	氏	名			生年月	日	明治 平成 大正 令和 昭和	年	月	日生	証明	者との関係	系			
申	請者	本	籍							現	住 所						
	勤系	条先名		勤務先所在地	所属(語	部課名)							在職期間中				
							\perp	事種別	上事	内容	従事した	立場	年 月	~ :	年月	年	ヶ月
														~	•		
受														~			
受検種目に関する実務経験													•	~	•		
日に関す													•	~	•		
っ る 実													•	~	•		
務経験													,	~	•		
													,	~	•		
													•	~			
							実務	络経験年数	の合計								

記載要領

別記様式第3号(第4条関係)

뻬 晋 描 飜 姒 嗠 ₩

(A4)

解体工事に関し、下記の通り実務経験を有することに相違ないことを証明します。 下記の者は、

		C C C C C C C C C C C C C C C C C C C	令和 証明者	年 月	田品
技術管理者の氏名	生年月日	######################################	申	月か	Ŋ
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称			年	月 まつ	٦
類	実務経験の内容		実務経験年数	F数	
			年 月から	年月	まで
			年 月から	年月	まで
			年 月から	年月	まで
			年 月から	年月	まで
			年 月から	年月	まる
			年 月から	年月	ま で
			年 月から	年月	まで
			年 月から	年月	まで
			年 月から	年 月	# ご
			年 月から	年 月	まで
			年 月から	年 月	まる
			合計 満 年		月
ことができない場合 その埋田	H		証明者と被証 明者との関係		
討 計					

記載要領 1この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。 2「実務経験の内容」の欄には、従事した主な工事名、解体した建築物等の構造等を具体的に記載すること。

樣式第一号 (A4)

届出書

知事 市区町村長 殿	令和	年	月	日
プリガナ 発注者又は自主施工者の氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)		[印	
(郵便番号 -)電話番号			-	
住所 (転居予定先) (郵便番号 -)電話番号				
住所				
-	L+\11 F	- 1 -+ du	++	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記の	にめり	自り正	i ま 9 。)
記 1.工事の概要				
工事の名称				
工事の場所				
工事の種類及び規模				
建築物に係る解体工事 用途、階数、工事対象床面積	の合計	-	m2	
建築物に係る新築又は増築の工事 用途、階数、工事対象床	面積の	合計_		<u>m2</u>
建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの				
用途、階数、請負代金万円				
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 <u>万円</u> 請負・自主施工の別: 請負 自主施工				
2.元請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)				
フリガナ 氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) (郵便番号 -)電話番号		-		
住所				
許可番号(登録番号) 建設業の場合				
建設業許可)			
主任技術者(監理技術者)氏名 解体工事業の場合				
解体工事業登録号				
技術管理者氏名				
3.対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日 (請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)				
令和 年 月 日				
4.分別解体等の計画等 建築物に係る解体工事については別表1 建築物に係る新築工事等については別表2 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3				
Jにより記載すること。				
5. 工程の概要				
(工事着手予定日) ② (工事完了予定日) ②				
(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別				
(注意) 1 欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。 2 記名押印に代えて、署名することができる。 3 届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付すること。				
3 届山盲には、対象建設工争に所も建築物等の設計 図文は現代を示す 明瞭な与真を添削すること。 受付番号				

(A4)

変 更 届 出 書

7	知事 令和 年 月 日 市区町村長 殿
	フリがナ 発注者又は自主施工者の氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) <u>印</u> (郵便番号 -)電話番号
	住所(転居予定先) (郵便番号 -)電話番号 (・
	<u> </u>
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第2項の規定により、下記のとおり変更を届け出ます。
	記 1.工事の概要
	工事の名称
	工事の場所 工事の種類及び規模
	建築物に係る解体工事 用途 、階数 、工事対象床面積の合計 m2
	建築物に係る新築又は増築の工事 用途 、階数 、工事対象床面積の合計 m2
	建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの
	用途 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一
	神経・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	建築物以外のものに係る解体工事文は新築工事等 - 請負代金 <u>フラウ</u> 請負・自主施工の別: 請負 - 自主施工
	フリがけ 氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) (郵便番号 -)電話番号 住所 許可番号(登録番号) 建設業の場合 建設業許可 大臣 知事() 号 (工事業) 主任技術者(監理技術者)氏名 解体工事業の場合 解体工事業登録 知事 号
	技術管理者氏名 3.対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日 (請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要) 令和 年 月 日
	4.分別解体等の計画等
	5. 工程の概要
	(工事着手予定日) <u>令和 年 月 日</u> (工事完了予定日) 令和 年 月 日
	(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)
	(CCONCINENTIAL ACTION OF SECTION
名	には、該当箇所に「レ」を付すこと。 排印に代えて、署名することができる。 書に添付した対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真に変更がある場合には、新たな設計図又は写真を添作

96

報

- 第十一から第十三まで、第二十二の二から第二十二の四まで、第二十二の八、第二十二の十二か 石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則(昭和五十一年通商産業省令第二十六号)様式第八、)第二十二の二十まで及び第二十四
- ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則(平成五年通商産業省令第二十三号)
- 中小企業等経営強化法施行規則(平成十一年通商産業省令第七十四号)様式第十
- する省令(平成十二年通商産業省令第三十八号)様式第一及び第三 消費生活用製品安全法施行令第十四条第二項の規定に基づく都道府県知事又は市長の報告に関
- 十五年経済産業省令第四十六号)別記様式 中小企業支援法第十三条第一項に規定する情報提供業務を行う者の認定に関する省令 (平成二
- 様式第一、第二、第九、第十四及び第十八 みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則(平成二十八年経済産業省令第二十三号)
- 第二条 次に掲げる省令の様式中「平成 年」を「令和 年」に改める。
- 様式第九及び第十一 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)
- 商標法施行規則の一部を改正する省令(平成三年通商産業省令第七十号)附則様式第一
- ら第五まで 特許法施行規則等の一部を改正する省令(平成五年通商産業省令第七十五号)附則様式第二か 特許法施行規則等の一部を改正する省令(平成七年通商産業省令第五十七号)附則様式第一か
- Ŧ ら第三まで 商標法施行規則等の 一部を改正する省令(平成八年通商産業省令第七十九号)附則様式第一及
- び第三から第五まで **弁理士法施行規則(平成十二年通商産業省令第四百十一号)様式第一から第六まで及び第八か**
- 第三条 次に掲げる省令の様式中「平成 年」を「令和 年」に、「平成〇〇年」を「令和〇〇年」
- 第四十四、第四十六、第四十八、第五十、第五十二、第五十三から第六十六まで及び第六十九か ら第七十五まで
- 第十二まで及び第十四から第十五まで **実用新案法施行規則** (昭和三十五年通商産業省令第十一号)様式第一、第二、第六、第八から
- 第十一まで、第十一の三、第十二及び第十三から第二十三まで 商標法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十三号)様式第一から第九の二まで、 第十から
- 五四 特許登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十三号)様式第七から第十八まで 実用新案登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十四号)様式第六
- 〇国土交通省令第一号 商標登録令施行規則 (昭和三十五年通商産業省令第三十六号) 様式第六から第八まで
- 水害予防組合法による予算調製の式及び費目流用その他財務に関する件等の一部を改正する省令 令和元年五月七日

流用その他財務に関する件等の一部を改正する省令を次のように定める。

第 別記第一号様式及び別記第二号様式中「平成」を「令和」に改める。 (水害予防組合法による予算調製の式及び費目流用その他財務に関する件の一部改正) 水害予防組合法による予算調製の式及び費目流用その他財務に関する件(明治四十一年内務省令第十三号) の一部を次のように改正する。

- t 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則 様式第十一の五及び第十五 (昭和五十三年通商産業省令第三十四
- 八 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式第一から第八まで、 から第二十八まで及び第三十二から第四十の三まで
- 商標法施行規則の一部を改正する省令附則様式第二及び第三
- 工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令(平成八年通商産
- 業省令第六十四号)様式第一及び第一
- 商標法施行規則等の一部を改正する省令附則様式第二及び第六
- 十一 意匠法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備及び経過措置等に関する省令 (平成十九年経済産業省令第十四号) 様式第一から第三まで
- 第五条 第四条 航空機製造事業法施行規則(昭和二十九年通商産業省令第五十二号)様式第十五中 昭和
- 第十九条並びに様式第一から第五まで、第九から第十六まで及び第十八から第一 **意匠法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十二号)の一部を次のように改める。** を「令和 年」に、「平成何年」を 「令和何年」に、「平成〇年度」を「令和〇年度」から第十六まで及び第十八から第二十二まで中 に軍
- 則

改める。

- この省令は、 公布の日から施行する。
- 〇経済産業省令第二号
- 関する命令及び統括事業計画の認定等に関する命令の一部を改正する省令を次のように定める。元号を改める政令(平成三十一年政令第百四十三号)の施行に伴い、研究開発事業計画の認定等に
- 研究開発事業計画の認定等に関する命令及び統括事業計画の認定等に関する命令の一部を改正
- 条 研究開発事業計画の認定等に関する命令 (平成二十四年厚生労働省、内 閣 府、 経済 産業

第一

- 省省 令第二号)の一部を次のように改正する。
- める。 樣式第一、樣式第二、 様式第三、様式第四及び様式第五中 平成

年

を

生

に改

- 第二条 統括事業計画の認定等に関する命令 (平成二十四 経財 性済産業省、
- 令第二号)

 の一部を次のように改正する 年 軍厚内 国土交通省、 学生労働省、 関語で、 環農総 林 境水務
- 年」に改める。様式第一、様式第二、 様式第三、様式第四、

様式第五及び様式第六中

平成

年

を一

- この省令は、 公布の日から施行する
- 元号を改める政令(平成三十一年政令第百四十三号)の施行に伴い、関係法律及び関係政令の規定に基づき、 並びに関係法律及び関係政令を実施するため、水害予防組合法による予算調製の式及び費目

国土交通大臣 石井 啓

別表第一の二及び別表第二から別表第八までの規定中「书母」を「ゆ呇」に改める。

7	令和元年 5 月	7日 火	曜日	官	報	(号外第	1号)		
第三条 測量法施行規則(昭和二十四年建設省令第十六号)の一部を次のように改正する。	日本語子記書の10月~昭本語の2年10月~昭本語の2年10月~昭本語の2年10月~昭本語の1月~昭本語の1月 日本日本田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	日」 以、	日」に改める。 日 日」に「平成□□年□□月□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	別記様式第二十五号の六中「平成」を「令若」に改める。 10月1日 を「令若2年10月1日 に、「平成15年3月31日 を「令若2年3月31日 を「令若2年3月31日 を「令若2年3月31日 を「令若2年1月1日] に、「平成15年1月1日] に、「平成15年3月31日] を「令若2年1月1日] を「令若3月31日] を「令若3月31日] を「令若3月31日] を「令若3月31日] と、「平成15年3月31日] を「令若2年1月1日] と、「平成15年3月31日] を「令若2年1月1日] と「平成15年3月31日] を「令若2年1月1日] と「令若2年1月1日] と「令若2年1月1日] と「令若2年1月1日] と「平成15年12月31日] を「令若2年1月1日] と「令若2年1月1日] と「令若2年1月1日] と「令若2年1月1日] と「令若2年1月1日] と「令若2年1月1日] と「令若2年1月1日] と「平成15年12月31日] と「令若2年1月1日] と「令若2年1月1日] と「令若2年1月1日] と「令若2年1月1日] と「令若2年1月1日] と「令若2年1月1日] と「平成15年12月31日] と「令若2年1月1日] と「令若2年1月1日] と「令若2年1月1日] と「令若2年1月1日] と「令若2年1月1日] と「令若2年1月1日] と「令若2年1月1日] と「や表2年1月1日] と「や表2年1月1日] と「や表2年1月1日] と「平成15年12月31日] と「や表2年1月1日] と「や表2年1月1日] と「や表2年1月1日] と「や表2年1月1日] と「平成15年1月1日] と「平成15年1月1日] と「平成15年1月1日] と「平成15年1月1日] と「や表2年1月1日] と「や表2年1月1日] と「や表2年1月1日] と「や表2年1月1日] と「平成15年1月1日] と「平成15年1月1日] と「や表2年1月1日] と「平成15年1月1日] と「平成15年1月1日] と「中成15年1月1日] と「中成15年1月1日] と「や若2年1月1日] と「中成15年1月1日] と「平成15年1月1日] と「平成15年1月1日] と「平成15年1月1日] と「中成15年1月1日] と「平成15年1月1日] と「平成15年1日] と「中成15年1月1日] と「平成15年1日] と「平成15年1日] と「中成15年1月1日] と「や若2年1月1日] と「中成15年1日] と「中成15年1日] と「中成15年1日] と「中成15年1日] と「中成15年1日] と「中成15年1日] と「中成15年1日] と「中本1日] と「中成15年1日] と「中成15年1日] と「中成15年1日] と「中成15年1日] と「中成15年1日] と「中成15年1日] と「中成15年1日] と「中和15年1日] と「中和15年1日] と「中成15年1日] と「中のは1日日 と 「中のは1日日 と 「中のは1日日 と 「中の日 と 「中の日 と 「中の日 と 「中の日 と 「中の日 と 「中の日 と 日 と 「中の日 と 日 と 日 と 「中の日 と 日 と 日 と 日 と 日 と 日 と 日 と 日 と 日 と 日 と	号までの様式中「おみ」を「中国」を「中国」を「中国」を「中国」を「中国」を「中国」を「中国」を「中国	书 12 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	号及び別記様式第十一号中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に	(建設業法施行規則の一部改正)	Carlabord referring and the control of the control

官

11 4.H \(\frac{1}{2}\)	u十 ン / 1 / 1	/ 口 八唯口		+1X		(9)139 1 9)		102
第十条 航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)の一部を次のように改正する。 第十条 航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)の一部を次のように改正する。 第十条 航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)の一部を次のように改正する。 第十条 航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)の一部を次のように改正する。 第1条 公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則(昭和二十七年建設省令第二十三号)の一部を次のように改正する。		第八条 港湾法施行規則の一部改正) (村市) (村市) (村市) (村市) (村市) (村市) (村市) (村市)	第六条 建築動態統計調査規則(昭和二十五年建設省令第四十四号)の一部を次のように改正する。 第六条 建築動態統計調査規則(昭和二十五年建設省令第四十四号)の一部を次のように改正する。 別記第六十七号の三様式から別記第六十八号様式及び別記第六十九号様式中「おみ」を削り、「「おみ」を削り、「「おみ」を削り、「「おみ」を削り、「「おみ」を削り、「「おみ」を削り、「「おみ」を削り、「「おみ」を削り、「おみ」を削り、「おみ」を削り、「おみ」を削り、「おみ」を削り、「おみ」を削り、「おみ」を削り、「おみ」を削り、「おみ」を削り、「おみ」を削る。 「建築動態統計調査規則の一部改正)」を削り、同様式第三面中「おみ」を削り、「おみ」を削る。 「建築動態統計調査規則(昭和二十五年建設省令第四十四号)の一部を次のように改正する。 第六条 建築動態統計調査規則(昭和二十五年建設省令第四十四号)の一部を次のように改正する。 第六条 建築動態統計調査規則(昭和二十五年建設省令第四十四号)の一部を次のように改正する。 第六条 建築動態統計調査規則(昭和二十五年建設省令第四十四号)の一部を次のように改正する。	を ※撥 線 年月日 に改める。	別記第五十 号様式中 平皮 年 月 日 氏名 を「 年 月 日 氏名 に改め、「明・大・昭・平 及び [昭君・平皮 を削り、 年月日 平成 年 月 日	別記第三十七号の十九様式から別記第四十二号の二十三様式まで、別記第四十三号様式から別記第四十九号の三様式から別記第五十号様式までの様式中「別記第三十七号の十八様式中「判別」及び「温・汁・嵒・岩」を削る。別記第三十七号の十八様式中「判別」及び「温・汁・嵒・岩」を削る。別記第三十七号の十一様式から別記第三十七号の九段式までの様式中「岩別」を削る。別記第三十七号の十一様式から別記第三十七号の九段式までの様式中「岩別」を削る。別記第三十七号の十様式から別記第三十七号の九様式までの様式中「岩別」を削る。別記第三十七号の大様式の「温・汁・嵒・岩」を削る。別記第三十七号の十様式から別記第三十七号の九様式までの様式中「岩別」を削る。別記第三十七号を出る。別記第三十七号の大様式がら別記第三十七号の九様式までの様式中「岩別」を削る。	別記第三十六号の十一様式第一面中「平ی」を削り、同様式第二面中「密杏・平ی」を削り、「平ی 中 月 日海路」を「 中 月 日海路」に、「平ی 中 月 日海路」を	

(道路法施行規則の一部改正)

第十一条 道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第五、別記様式第五の四及び別記様式第七の四中「书录 併 Ш Ш を 一

併

回

Ш

に改める。

(水位及び流量調査作業規程準則の一部改正)

第十二条 水位及び流量調査作業規程準則(昭和二十九年総理府令第七十五号)の一部を次のように改正する

別表第六及び別表第八から別表第十一までの様式中「书具」を「砂ざ」に改める。

(建設機械抵当法施行規則の一部改正)

第十三条 建設機械抵当法施行規則(昭和二十九年建設省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「平晃」を「砂営」に改める。

別記様式第二号 別記様式第二号(備考を除く。)を次のように改める。



報

別記様式第二号備考②中「201」を「701」に、「平成元年」を「令智元年」に、「201と」を「701と」に、「平成2年」を「令智2年」に、「202と」を「702と」に改める。

第十四条 降水量調査作業規程準則(昭和二十九年総理府令第八十六号)の一部を次のように改正する。 (降水量調査作業規程準則の一部改正) 別記様式第三号から別記様式第七号までの様式中「岩刄」を「ゆ醤」に改める。

別表第一から別表第三までの様式中「岩蝨」を「��芸」に改める。

(土地区画整理法施行規則の一部改正)

第十五条 土地区画整理法施行規則(昭和三十年建設省令第五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第八から別記様式第十一までの様式中「卡豆」を「ゆ呇」に改める。

(都市公園法施行規則の一部改正)

第十六条 都市公園法施行規則(昭和三十一年建設省令第三十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三中「卡豆」を「ゆ杏」に改める。

(水質調査作業規程準則の一部改正)

第十七条 水質調査作業規程準則(昭和三十二年総理府令第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第六中「平平」を「少世」に改める。

報

別記様式第二号⑴及び別記様式第二号⑴中

第二十一条 施工技術検定規則(昭和三十五年建設省令第十七号)

(施工技術検定規則の一部改正

一男治 の一部を次のように改正する。 [明治 平成

別記様式第一号分及び別記様式第一号中中 大正 昭和 # .113 昭和

大正 問治

昭和

#

皿

Ш

井

Ш

П

に改める。

平成

#

大正 令哲

ш

Ш

に改める。

Ш を

を 大正 合档

昭和

(車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部改正)

第二十二条 車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和三十六年建設省令第二十八号)

Ħ

正を一

別記様式第一及び別記様式第二中「平式 ĤŤ. 回

Ш

の一部を次のように改正する。 田」 に改める。

(河川法施行規則の一部改正)

第二十三条 河川法施行規則(昭和四十年建設省令第七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第八及び別記様式第八の二中「书思」を「小哲」に改める。

別記様式第十五中「平成」を「令和」に改める。

(河川附帯工事の費用負担に関する事務取扱規則の一部改正)

第二十四条 河川附帯工事の費用負担に関する事務取扱規則(昭和四十年建設省令第二十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二中「平珠」を「ゆ杏」に改める。

(下水道法施行規則の一部改正)

第二十五条 下水道法施行規則(昭和四十二年建設省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一及び別記様式第四中「书及」を削る。

(積立式宅地建物販売業法施行規則の一部改正)

第二十六条 積立式宅地建物販売業法施行規則(昭和四十六年建設省令第二十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第十中「卡豉 # Ш 田」を「合档 併

ш

田」に改める。

(防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則の一部改正

第二十七条 別記第一号様式から別記第三号様式までの様式中「岩豉」を「ゆ苔」に改める 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則(昭和四十七年自治省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

(新都市基盤整備法施行規則の一部改正)

第二十八条 新都市基盤整備法施行規則(昭和五十年建設省令第四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第八及び別記様式第九中「平珉」を「尋ざ」に改める。

報

別記様式第十五号中

□明治

二大正

□昭和

口平成

を

大正

工 平成

--}

大正

工

平成

□明治□大正□昭和□平成□令和

に改める

第二十九条 地籍簿の様式を定める省令(昭和五十三年総理府令第三号)の一部を次のように改正する。 (地籍簿の様式を定める省令の一部改正)

別記様式中								
	邓威	平成	西西科及中央					
	冊	併	件					
m	回	日また	用から					

	合和	合和	平成					
	#	弁	件					
ŲŪ	ш	用また	用から					
		に改める。						

(貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令の一部改正)

第三十条 貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令(平成七年運輸省令第三十七号)の一部を次のように改正する。 (建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部改正) 第一号様式及び第二号様式中 「书晃」を「母杏」に改める。

第三十一条 別記第二号様式中「お成」を削る。 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成七年建設省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

(建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部改正)

第三十二条 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(平成十一年建設省令第十三号)の一部を次のように改正する。

併

回

凹を一

₩

Ш

四」に改める。

(解体工事業に係る登録等に関する省令の一部改正)

別記第二号の二様式及び別記第十号の二の三様式中「お成

第三十三条 解体工事業に係る登録等に関する省令(平成十三年国土交通省令第九十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号中「平耳」を「砂杏」に改める。

(マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正)

第三十四条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第十一号の備考、別記様式第十二号添付書類仏の備考中 別記様式第十号の三中 別記様式第三号中 別記様式第一号中 □明治 一口恶治 ||□明裕 □大正 二大正 口大正 □昭和 □昭和 四昭和 □平成 □平成 □平成 を を を │□明治□大正□昭和□平成□令和 □明治□大正□昭和□平成□令和 │□明治□大正□昭和□平成□令和 X 明治 Ś 图图 を K ĸ に改める。 - 明治 に改める。 **レンション管理土試験** (A) 合格した年月 昭和 ಸ 合哲 Ш に改める 平成

> **レンション管理士試験** 合格した年月日 □合和 □平成

を

Τĭ

に改める。

報

官

第一号様式中

光年月日

生年月日 Ж

を

2大正 1 明治

4平成 3 昭哲 Ш

2大正 1.明治 (号外第 1 号)

(小型船舶登録規則の一部改正) 別記様式第十七号の備考中 別記様式第二十四号の備考中 別記様式第二十三号の三中 □明治 「元号のコードとして「HJ」を「元号のコードとして「RJ」に、 × \rightarrow 大正 明治 一大正 エ S 平成 昭智 四昭和 を □平成 X H 大正 を I □明治□大正□昭和□平成□令和 平成 昭和 Ħ 合和 工 に改める。 É

Ø

に改める。

に改める。

第三十五条 小型船舶登録規則(平成十四年国土交通省令第四号)の一部を次のように改正する。 第九号様式、第十号様式及び第十二号様式から第十四号様式までの様式中「卡呂」を削る。

第三十六条 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成十四年国土交通省令第十七号)の一部を次のように改正する。 (特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部改正)

別記様式第一号及び別記様式第二号中「七段」を「ゆ苔」に改める

、特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則の一部改正)

第三十七条 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則(平成十八年国土交通省令第八十八号)の一部を次のように改正する。

4平成 3昭和 # 月 5 令哲 に Ж 設立年月日 2 大正 1 明治 件 4平成 3昭和 Ш を Ж 設立年月日 1 明治 2大正 4平成 3 昭和 册 ъ <u>т</u> 令和

に改める。

〈海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令の一部改正 海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令(平成二十年国土交通省令第六十七号)の一部を次のように改正する。

(関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行規則の一部改正)

第二号様式から第四号様式までの様式中「七豆」を削る。

第三十八条

第三十九条 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行規則(平成二十四年国土交通省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中 「书形」を「今苔」に改める。

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正)

第四十条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号)の一部を次のように改正する。 別記様式第一から別記様式第二十まで及び別記様式第二十二から別記様式第二十五までの様式中「岩斑

#

田

Ш

を

#

回

Щ

(国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部改正)

第四十一条 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則(平成二十九年国土交通省令第六十五号)の一部を次のように改正する。